

(附記) 震災後掛斐川堤防水防意見

左ニ録スル一篇ハ在大垣町前代議士金森吉次郎氏ノ談トシテ同町發刊美濃新聞ニ掲載セシモノニシテ一ハ以テ縣下治水事業ノ重キ一其ノ由來スル一日ニアラザルナ知ルベク一ハ以テ堤防ニ及ボシタル今回ノ災害ガ如何ニ當局及愛郷ノ士ノ心ヲ勞セシメシカヲ窺フニ足ルベク縣當局ノ徹活ナル措置ト相須ナテ有要ナル參照資料トナルベキモノト史料シ茲ニ抄録スルトナセリ

自分は多年治山川即ち國土經營を以て聊か任じて居る者です、御承知の如く我岐阜縣は、東北は山嶽地方にして西南は沃野平田、方十里に達し所謂日本三平の一であり、而して其平田沃野方十里間に於て、木曾、掛斐、長良、の三川が貫流いたして居りまして、即ち西濃郡一帶の地は二十有餘里に達し長百廿有餘里の大堤防を有し古來其三大川の爲に非常な水害を受けたものであります、日本全國六十何大川の内一等大河と稱ふるものが十三大川ありまして其の十三大川の内に數へらるゝ木曾、掛斐、長良の三大川を我岐阜縣、特に西濃郡の間に引き受けて居るものであります、我岐阜縣は、其の山地面積の廣さは全國に於て長野縣、秋田縣等に次ぎ、長毎の水源たる千山萬嶽の中より流れ入るものが下流に於て即三大川とあつて居るものであります、而して第一木曾川の如き其の流域は水源地より約三十有餘里ありまして其内二十里以上即ち三分の二は山間谷の間に流れて來まして其平田部を流下するは、僅か十數里であります、又長良川の如きも同上二十有餘里ありまして、是又其の平田部分に屬するものは十三里位であり、然るに獨り掛斐川のみは其流域十數里間でありまして、其の中下流の平田部分を流れるものは約十里位にて、即ち大垣より桑名まで十里としまして此の大垣輪中以北二三里間が即ち上流區域となるのであります、さうして其の上流二三里間は、水源山嶽と餘り距つて居りませんから、地盤の傾斜甚しく一朝夏潦秋霖の暴淫に遭ひますれば、一瀉千里激流奔湍でござりまして、其の上流兩岸一帶堤防に於ける出水防禦の困難は論を待たないのであります、故に其治水上の至難至困なるこ

二、其次に明治十八年度に第二回目の入水

三、明治二十一年度に第三回目の入水

四、明治二十九年に第四回目の大洪水を兩度受けました

今お話し申す文化十二年迄以來六十餘年間入水を受けて、十五年度に至り水害を被りたる譯は、舊藩時代には最も治水上の大計に注意いたしまして、(イ)山林濫伐の弊を防止し、(ロ)各沿岸堤防を完全にし防備を嚴重にして居りましたから永年の間無事に保つたのであります、然るに一朝廢藩となりまして、維新以來治水上の大計を官民とも忘れて居ましたから初めて右様の害を被つたのであります、其時當輪中の如きは民費拾萬圓を募り輪中十里間に堤防を増築いたしましたけれども其効なく其後絶へず若干の工費を抛ち増築工事を致しましたが、十八年二十一年と引續いて水害を被りました、其の原因は、治水の大局に着眼いたさず姑息の工事をなしたる爲であり、何と云へば、

掛斐川上流は、當輪中のみならず、西濃各郡一帯の地方に於きまして、一大關門とも謂ふべき肝要の堤防であります、維新前には當輪中は勿論、各輪中共進んで掛斐川上流の治水に着眼して居りましたものなれども、維新後は、今お話しする通り、其の管理又は監督すべき意氣が失はれ、丁度無智の子供が兩親を失ひて唯目の先の事ばかりを遣つて居るやうに、目の先の事ばかりを考へて工事をなしたものであります、何れも其役に立ちません、故に其の十五年十八年二十一年度の水害の如きは、何れも上流堤防の破壊にあるのであります、

又二十九年度の水害の如きは、是れは其の年に限りまして非常なる天候、多大なる雨量でありました、けれども幸に掛斐川上流の堤防には、破壊なく、其の逆水が大垣輪中の四部航瀬川の通りへ暴漲いたしまして、多勢島地方で破壊いたしましたのであります、何故其節は上流堤防の破壊を免れたかご申す、今お話しする通り、十五年十八年二十一年は何れも上流堤防の破壊に基固まるものであります、此時丁度自分初めて地方治水上に關係を結びまして、地方有志總代等、時の縣知事小崎利準氏と同行して上京を致しまして、災害善後策に付種々其筋へ請願を致しましたが、其時治水上の主要の請願は、掛斐川上流改修策を希望したのであります、然るに其時は、縣下三大川の改修工事が僅に其の前年即明治二十年度に着手せられたといふ時代で、其の時分は桑名地先横瀬新田に於て突然工事を始めて、間もなきことで抑も水を治めるは下より、上流改修は到底實行が六つかしくありません、其の代り其の水害復舊工事に治水上差支へざる限り大革新、即ち全部改修の幾分に當ると云へる如き改良工事を施したるものであります、

其時政府は災害土木補助を申しまして國庫金拾萬圓を下附されましたから、夫れに縣費並に町村支出費を合せまして、約拾餘萬圓の工事を施したる事がありました、して其の中の工事の多分は掛斐川兩岸の堤防増築に充てたものであります、其の時に初めて、現在の通り一大堤防の大本を形成りました次第であります、又其の時には畏れ多くも御下賜金又は勅使の御下向を

蒙つた次第であります、是れを現代明治政府の治下に於きまして地方災害土木費の支出恩賜金並に勅使御下向の恩典に浴する濫觴であります、左様のことに、掛斐川上流堤防は、兩岸共意氣を改めまして、爾來一層其の防備に力を盡し、又更に二十八年度に於きましては自分の意見には、最早や前年水害後十年に垂んと致しましたから、此際又防備を怠るべからずとしまして、其の年當輪中より壹萬貳千圓の補助寄贈をふし夫れに地元關係町村に於て數千圓の贖金を爲さしめ、合せて臨時増築工事をなしたものであります、夫れゆる二十九年度に大洪水を受けました、掛斐川上流堤防に於ては其被害を免れたのであります、そこで今申し落しましたが、丁度其の二十一年の災害の節は時の内務大臣は山縣大將、次は芳川顯正伯、土木局長は西村捨三氏、縣治局長は末松謙澄氏等でありまして、私共の上京の際西村氏の語には、大久保(利通公)内務卿御存命中、夙に日本國の形勢に依り治水の肝要を認め、外國より技師を聘し、日本全國中水害の甚しき諸大川の下流工事を始めるが、外からうと目論まれ、今や其の計畫實行に着手して間近きことなれば、ひゞり掛斐川に限り上流改修の請願をしても其の採用は少し六つかしいと云ふことでありました、然るに其時山縣内務大臣は大に見る所あつて「掛斐川上流改修設計に着手せしむべし」と云へる指令を下附されましたから夫れを受けて歸國いたしましたことでありました、其時自分等は、拾萬圓の國庫下附金を受けたるより其の一片の指令を重しとし我々當局者に於て如何ばかり悦んだか分らぬ位でありました、して此の上流改修設計に付其の後の經過は、多年の月日を經、種々なる經歷を有して居る次第で今に其の實行を得るのであります、是は別問題でござり、後日ゆる／＼お話しを致しませう、そこで先般は矢の如くでありまして縣下三大川改修工事は、明治二十年の着手にかりまして、三十七年度に成立しましたけれども下流改修は恰度慢性胃病を治したる如きものでありまして上流改修の出來ざる急性腸病の瘵とざるに同一であります、

先年桑名地先き油島千本松に於て薩摩工事義没者記念碑建設、並に三大川分
 流工事の竣功の式日に山縣大將兼内務大臣西郷侯等が臨席せられたるが、
 其の時山縣大將の祝文中にも上流改修の完成を見ずんば掛斐川の治水は完
 くせしと言ふべからざるの言辭がありましたように思ひます、同大將は御承
 知の通り、縣下三大川改修工事の設計着手せられたりし時の内務大臣でありま
 して、又西村氏は其の當時の土木局長でありましたから何れも縣下治水の大計
 は能く知悉して居られました、然るに山縣大將は、今尚ほ御存命であります
 が人民の一大恩人たる、西村氏は一昨午物故せられたりして居りましたに、實
 は遺憾なことであります、何分現在の掛斐川流域と云へるものは、享祿四年
 の大暴れ暴風雨の際舊杭瀬川流域が東に切れ込み、流域桑名を流れたる
 ものでありまして、舊時杭瀬川流域は現在の掛斐、不破兩郡山麓を流れ現
 在赤坂邊を下り舊時頼朝時代多藝の源氏橋邊へ流れ出でたるものと存じま
 す、元來日本全國に於ける各大河の壽命は凡そ二百年とされたものでありま
 して、縣下木曾、長良の兩大川の如きも何れも、古來の沿革を調べて見ます
 と、大抵二百年毎に其の流域が變更して居ります、然るに掛斐川獨り右岸
 縁四年より曆算すれば凡そ四百何十年を経過して居りますから丁度人間で暫
 へて見ますと、既に定命を経尽して百歳又は二百歳の老人の如きものであ
 ります、而して是れが長年月を今日まで保つて居ると云ふことは舊藩政時代
 の威力に頼るものであります、故に現在掛斐川上流域は、最早や天爲に依る
 か又は人力によりて早晩其流域の變更又は改修を要する運命に到着して居る
 のでありませぬ、是非共官民一致此の改修工事の實行を得、百年の大計を
 定めれば存せぬ。

其の後明治二十四年十月となりまして濃尾大震災に出逢ひ西濃各郡の堤防は
 皆々崩壊龜裂又は、陥落の大災害を蒙りましたが此の時季節が冬季に向つ
 て居りましたゆゑ直に復舊工事に着手して此が工費は
 第一 緊急支出として救濟土木費百五十拾萬圓
 第二 同上町村補助土木費貳百八萬圓

の支出がありました、漸く舊時の堤防其他は成功した次第であります、自分
 は此震災救濟策に就きましては、前後三年間死生の間を往來して盡瘁しまし
 た經歷があります、夫れは後日お話し致しませう。
 今お話しした二十九年度の大水害と申すは、實に非常なることでありまして、
 西濃各輪中残らず入水いたし、掛斐川本流のみは承らく依然として減水せず、
 西濃一圓膨脹汎濫を極めたものであります、其時自分は西濃各輪中を數日間
 舟を雇ふて巡視いたしました所を寫眞百有餘枚に撮らせました、
 して其のうち四十五枚を撰抜して一組さふし、時の總理大臣兼大藏大臣松方
 伯、内務大臣樺山資紀子、其の他當時の政黨の首領たる自由黨の板垣伯、改進黨
 の大隈伯、國民協會の品川千並に時事、日本、朝日等の天下の重なる新聞社
 へ寄附を致しましたが、其の寫眞は實に縣下治水歴史上の無二の紀念物でござ
 りまして、其の後縣下の治水上に付、内務省其他より、官吏等の來縣あり
 たる時、彼の治水狂言聞かれたる山田省三郎氏等より其都度此の寫眞を借り
 受けに參られ、夫れ々々の参考閱覽に供したことがありました、實に今日其
 の寫眞を見まると、心寒身慄に堪へぬ慘狀が現はれて居ります、此時も亦
 莫大なる國庫の補助を受けて、復舊工事を致したのであります。
 右明治二十四年度の震災又二十九年度の大水害には、畏れ多くも
 勅使の御下向
 多大なる恩賜金
 を戴きまして、罹災民一同、聖恩の有難きに、感泣しました、丁度當地方は
 維新以來恐れ多くも前移三回、勅使の御下向恩賜金下賜の恩典に浴しました
 次第ゆゑ、此の上尙ほ、聖慮を煩はし奉るが如きことありては、實に恐懼に
 堪へぬ次第でありまして、官民共の心掛が肝心存じます、又右震災の時に
 どれ程天下の同情救濟を得たるか知れませぬ、實に妙からざる金品を受けて
 居ることでありまして、其の恩を忘れては存せぬ。

今お話し申す通り、自分は明治二十一年以來本年に到るまで前後二十年間縣
 下並に當地方治水上に付些か貢獻いたして居りますから、其の經歷談は澤
 山あります、して又茲に一寸御話し申して置きたいことは今の明治二十九年

の大水害の後三十年度に至りまして、掛斐川の水が濁り清みません、夫れ
 ゆゑ船頭は飲料水に差支へ、又同上流一帯の、地は枯も生育せぬと云ふやう
 な次第でございまして、是れは怪しからぬ、何か水源の山中に異動を生じて
 居りはしないかと思慮しましたから、其の時遠洲の金原明善翁の來縣を乞ひ
 まして山田省三郎、坪井伊助、井上源衛氏等と同行しまして、西濃水源地山
 嶽巡視を致したことがありませぬ、然るに此の掛斐川本流水源地に於きまして、
 前年二十四年度震災の餘殃が二十九年度の大雨量を受けまして、到る處前年
 の龜裂地が大崩落を來たして居ると云ふやうな次第で、殊に其の川上(掛斐
 郡)地内の如き驚くべき現象を來して居りまして、夫れから根尾谷並に伊自
 良谷を巡視し又不破、養老の各郡も巡視しました、其の時右掛斐川本流川上
 地方並に根尾谷、伊自良谷の三谷に於ける山谷の崩壊の慘狀を寫眞に撮りま
 して同年七月金原翁と同行して京都の行在所へ參り時の室内大臣土方伯の執
 奏を乞ひまして一篇の上奏文に寫眞並に説明書を添へて、天覽に供し其他當
 路の各大臣へ同様に提出しまして其の治山の急要を懇ましたことがありませぬ、
 是れが即ち岐阜縣森林法施行原因となつた次第でありまして、此の事に就き
 まして、色々々々經歷談もあり當時の關係書類も手許に保存して居ります
 から、後日御覽に供しませう。

して又自分は今お話しする通り、廿年來縣下並に地方治水上に關係いたして
 居ります、何分水を治むるは山にありとの原則にて、到底其の大本を治め
 ずんば其の末に従事することも策の得たるものにあらずと考へました、常々此
 の山を治むると云ふことに心肝を砕いて居りました殊に御承知の金原翁は所
 謂治山治川の大成功者でありますから、時々同翁より林業着手の勧めを受け
 たことがありまして、丁度其の卅年西濃山林巡視の節自分も始めて其の山林
 事業の真趣味を知りまして、又其の節金原翁に隨行の同業林業主任鈴木信一
 氏より山林設計經營書を借つて貰ひまして、以後十年間其の林業目的候補地
 を探して居りましたが、丁度一昨午の一月にかりまして、此掛斐川の治水に最
 も關係ある根尾谷地方に於きまして、聊か山林を手に入れましたから、爾來専
 ら林業に従事して居る次第であります、漸く歳々に申した治山川即ち國土經

營の緒に就きましたから、今より其の成業を樂しんで居る次第でございませぬ。
 さて今自分が過去治山川に關係ある經歷談の一斑を聊か申述べた次第であり
 ますが本年夏季に入りまして、御承知の通り連句の旱天にて、田畑の作物ま
 でも枯損するやうな次第で我々の庭前の地面すらも、乾燥龜裂するや
 うな有様でござりますから、自分は熟々考へますに、我が岐阜縣殊に西濃
 各輪中の生命財産の安全を托する大堤防の如き同じく多數の龜裂あるは論を
 俟たぬと存じまして、本月十一日取敢へず書面を以て薄知事、高木事務官、
 吉成事務官補へ向け其の意見を述べ若しも前途天候一變大暴雨に遭ひました
 ならば、由々しき大事なりと陳述して置きました、然るに翌十二日吉成氏よ
 り、當方の注意を謝したる書面が參り、早速取調へに着手せしむるといふこ
 とを申して寄越されました、さうして自分は、丁度十四日の彼の大激震の時
 愛知縣津島町の親族の許へ參つて居りまして、震後其の次ぎの四時の汽車に
 て歸宅を致しました、さうして當地方何分震源地と近接いたして居ります
 から、一層の激震の痕跡がありまして、自分宅の如きは、幸に庭園の石燈籠
 十數本の内一二本を除きて、總てが皆倒れて、又各席の壁の如きも少々破損
 いたしました位で、左したる障りはありませんが、自分の思ふには、何分今
 回の激震は滋賀、岐阜兩縣と申しますが、家屋の倒潰又は人畜の死傷等は
 滋賀縣に比し本縣は極めて輕微でありました、然るに何事ぞや各地新聞紙上
 には随分誇大なることを申して居りますも、又一面には之を打消す如き事
 を申して居る新聞紙もありませぬが何れも皮相の觀察と存じませぬ、何とされ
 ば、斯の如き激震に遭ひましたれば、家屋の倒潰人畜の死傷等は輕微とせ
 るも、恐らく他縣以上の被害即ち西濃各輪中の生命財産の安全を托せる大堤
 防に龜裂又は陥落の場所があるに相違ない、確信いたしましたから、翌十
 五日午前又々、薄知事、高木事務官、吉成事務官補へ右に關する意見を電報
 にて陳述して注意を乞ひました、すると吉成氏より直に「當方の注意を謝し
 只今取調中」の返電が參りました、して又一面には當石田安八郡長、廣瀬
 大垣警察署長其他輪中羽根田委員長等へも注意警告を與へまして、堤防實地
 調査報告の依頼を致しました、自分思ふには、必縣當局者並に地方當事者に

於ても、實地を調査せば、豫想以上の状態現象を生じて居るに驚かざるべからず、殊に此の二大厄日を眼前に扣へ一朝事ある時は大變の次第でありまして、殊に揖斐川上流堤防に於きましては、最其の龜裂の所謂震害の甚しき事を知りましたから、甚だ心中安んぜず爲に一時も早く此の事情を其筋へ報告して注意を乞はんと、又々十七日午前平田内務大臣、一木内務次官、大塚土木局長へ當て電報又は書面を發しました、其の十九日に於きまして、大塚土木局長より「書面見た承知」の返電が到來しました、其の後二十一日に原田内務省土木技師が來縣せられまして、同二十一日吉成事務官補の案内にて、揖斐川上流兩岸堤防、並に本縣郡地方の堤防を巡視し其の夜岐阜へ取つて知事其他に面晤し巡視の結果に付工事施行方法其他水防上に付種々指示警告せられました、自分は同來原田技師を岐阜の旅館に訪問いたしました、來縣の勞を謝し又巡視上工事の施行並に水防等の意見を聞きましたが、丁度自分の意見と、同技師の意見と異は符合いたしましたから、大に安心いたしました、翌二十二日早天同技師並に本縣の戸谷技師同行來垣、當輪中前田堤より、曾根瀨古、樂田地方まで、堤防龜裂並に工事施行状況を視察されました、自分は夫れまで同行して坂宅園進守洛南戦死者の建碑式へ參詣しました、石田安八郡長並に羽根田大垣輪中委員長は直江堤防まで同行して坂垣せられました。

そこで右原田氏巡視の意見、並に縣當局者の意見等を色々聞きましたが、之れを要するに、揖斐川上流堤防は、一朝出水の時決して完全と云ふべからず、故に水防上の注意最も肝要なりと、夫れ／＼警告せられましたことでありませ、そこで自分の意見は眞にお話し申します通り、此の揖斐川上流二里間の堤防は、ひゞり當輪中が利害關係を有するのみならず、尋いで西濃郡の存亡にも關する大問題でござりまして、尙一層注意すべきは、御承知の通り當輪中を貫通せる東海鐵道は一朝上流の破壊に遭つたならば、恐らく其の破損は免れませまい、若しさうなつた時には、交通上並に國防上に影響する事、實に容易ならぬことでありませ。疑きにお話し申した通り去る明

治二十一年度の水害の際、時の鐵道局は其の前年十八年の時と共に幾回か鐵道の破壊を受けましたから到底現在の線路の高位では、一朝入水の際維持絶望からんとし、當輪中堤防の最大高位たる大島堤防位に之れを増築せんとの議あるを聞き申したから、是れは由々しき、一大事、何と云へば如何に鐵道局がこれ程高位の線路を築くとも、一朝三丈有餘の高差ある上流堤防が破壊して大垣輪中へ入水するといふことになつたれば、到底其の破壊を免れざるは勿論、若し右等の如き大堤防同様の線路が破壊に遭ふといふことになれば、其の劇烈なる水勢の爲めに或は大垣全町民家流亡の不幸を見るやも保まべからずと云ふので其時自分等は、水害善後復讐願の爲め上京いたして居りましたから、舊知、時の鐵道局長松本莊一郎氏を訪問して、右線路増築も不可を唱へ、進んで揖斐川上流の堤防増築準備に協賛盡力あらんことを懇願いたしました、ところが同氏は直ちに其の非を悟り、自分等の意見に賛同せられまして、色々の水利の關係書類等を貸與しまして、同氏の手許に於て一篇の建言書起草されまして、井上長官より提出時の内閣總理大臣に送り、地方治水の安全を圖るの必要を述べられたる結果其の線路増築の議が止んだのみならず、此の間接の助勢によつて、疑きにお話ししたる國庫金拾萬圓の支出を受け揖斐川上流堤防の増築をなし得たのであります。

夫れから又二十七八年の日清戦役に出征の兵士が翌二十九年になつて凱旋の際例の二十九年の大洪水の爲め當輪中の西北隅に當る一色村の鐵橋が破壊されましたから、歸東の兵士は垂井驛で下車し徒歩で水を涉つて當大垣驛まで參り夫れから再び乗車せられて歸られたやうなことがありました、其所で鐵道局は大に鑑る所がありまして、右一色村の鐵橋を、御覽の通り、前年に幾倍するものに改良して大工事を施された次第であります。

を都け、鐵道局も其の設計を採用して建設したものでござりまして、爾來該鐵橋の破壊等は一切無かつた次第であります。

明治三十三年度になりまして、北清事件が起りました時、時の閣議に於て故黒田樞密顧問官は、「美濃地方水害の爲め出兵の時機を誤ることなきや」との議を建白をされました事を、前本縣知事川路氏より自分に話されました、「何故黒田伯が彼程までに當地方に明るさや」と言はれましたから、自分は其前年の次第を述べますと「成る程夫れ分つた」と申されましたことがありませ。

夫れから又日露戦役の起るや、即ち明治三十七年七月十日のことでありましたが、是亦非常の暴風雨でありまして、揖斐川出水の爲め今の杭瀬川へ逆水氾濫いたしましたして、鐵道以西附近の鐵道に故障を生じ、出征の兵士は一時大垣驛にて下車し、其の修繕工事の成るを待たず再び乗車出發したことがありませ、其當時の原田技師は感前福井へ出張して居られまして、右事變を聞き若しや前年自分が設計せし鐵橋に故障を生じしにはあらずと自己の責任を思ひ夜の日も寝ずに非常に心配をされたさうで後日面會の節其の話がありました。

右様の次第で、揖斐川上流堤防の破壊は獨り當輪中のみならず、西濃各郡に關係を及ぼすは災害容易ならざるものにて、是れは假りに天災と諦めんとすも、今お話し申す通り、國家の交通上並に國防上に最も必要なる鐵道に大關係を有するものでござりますから、是れは一日も忽せに出來ぬものでござります。

就きましては、今回復讐復讐工事と云ふものは、最も必要なる最も急を要するものでありませけれども、前年の大震災後に於けるが如く、各所に於ける龜裂状態の實地視察をなし、且又試掘して、内部までも、検査し、完全なる工事を施すに云ふことは、二大厄日を眼前に扣へて居る今日、僅々の日數にては、到底不可能のことに存じますから、出來得る限り應急策を施して、其の應急の工事を施した堤防は現在將に破壊せんとする危険の堤防なりと断定し、是れが水防用意をせればかりませ。

過日原田技師視察の節も、揖斐川上流二里間の堤防は、當輪中に於て極力を觀せて防禦せられらぬの意見がありましたけれども、自分の意見は、是れは到底望むも不可能の事と存じます、何と云へば、揖斐川上流堤防と、大垣輪中堤防との間は、一朝出水の節は、杭瀬川落の逆水氾濫を致しまして、舟楫の便すら行届きません、況んや其の一二里にも及ぶ遠隔の地に、殊に出水危険の際、何人も其れへ駆け付ける者は恐らくありませと思ひませ、故に今日應急工事を施すと同時に、宜しく其水防準備を十分に整へて置かればござりませぬ、して其の水防人夫の如きは、該堤防沿岸の村方は地理上の關係により是れまで水害豫防組合等の設けがござりませんから、其の人数は知れたもので、其の勢力は薄弱なるものでありますから是れが一番心配なところと思ひませ、夫れで自分の考へまするのには、何分斯くの如き未曾有の天災の出來事の際には又非常の英斷名案を、なさるべからずと思ひませ、そこで今申すやうな次第にて、同堤防の安危は關係輪中町村の利害のみでありません、進んで交通上、又は國防上に大關係を及ぼすことでありませから、何と云へば、此の際當局者より陸軍大臣へ交渉して若しも一朝右堤防危険水防の必要ある時は附近師團より工兵隊の出張を乞ひ、之れが援助をして貰ひたいと存じます、先日大阪の大震災の際も陸軍大臣の厚意により工兵隊の出張がありました、大に消防上力を得たことでありました、今回の事は前に一地方の家屋財産人命のみならず由々しき大關係のあるのでありますから、是れは無論陸軍大臣に於ても御一考下さることを存じます。

そこで自分は今回原田技師の來縣巡視を受けましたから、昨二十四日同氏に對して、謝辭を述べると同時に右の意見を書いて送り内務大臣、次官、局長にも謝辭と共に意見を陳述して置きました、又同時に進んで遞信省當局者、並に寺内陸軍大臣後藤鐵道總裁へも揖斐川上流堤防震害と應急工事の實況を述べて御贊同を乞ふの書面を發しました、何分今年には、大阪大震災後種々な震災がありまして、其上又大水害があつてはありませんから、自分は些か自己の微衷より過日來夫れ是れ心配して居ります。

そこで一寸疑きに申し殘しましたが、去る十九日吉成事務官補が來垣して監

郡名	町村名	道路毀損		橋梁毀損		用器水路破損		河岸缺損		樋管破損		溜池堰破損		水道溜池破損	
		個所	延長	個所	延長	個所	延長	個所	延長	個所	延長	個所	延長	個所	延長
東邊井	東草野	1	100			1	100								
	上草野	1	100			1	100								
	下草野	1	100			1	100								
計		3	300			3	300								
阪田	柏原	2	200			2	200								
	伊吹	1	100			1	100								
	大原	1	100			1	100								
	法性寺	1	100			1	100								
	春照	1	100			1	100								
	西黒田	1	100			1	100								
計		7	700			7	700								
伊香	鹽津	1	100			1	100								
	永原	1	100			1	100								
計		2	200			2	200								
高嶋	西庄	1	100			1	100								
合計		11	1100			11	1100								

第八章 賑恤救護ニ關スル事項

第一節 侍從ノ御差遣、御救恤

金ノ下賜
 一 今回ノ變災アルヤ畏クモ 天皇陛下ニハ深ク民艱ヲ御軫念アラセラレ當番侍從ニ對シ平田内相ヨリ詳細ヲ奏上セシメ

ヨトノ御誕アリシヲ以テ内相ハ命ヲ畏ミ直ニ震害地縣知事ニ打電シテ報告ヲ徵シ十五日午前參内 闕下ニ伏シテ奏上スル所アリシガ 陛下ニハ日曜日ナルニモ係ラズ御學問所ニ出御マシク御聽取ノ上一々報告書ヲ御閱覽アリ午後二時過入御アラセラレタリ、次テ内相ハ杉山内務省書記官ヲ震災地ニ派シ狀況ヲ視察セシメ二十日午前其復命書ヲ携ヘ詳細ヲ奏上シテ退出セリ、

八月二十二日震害地ヘ侍從子爵北條氏恭御差遣ノ御沙汰アリ同侍從ニハ原田宮内屬ヲ從ヘ二十三日午前岐阜縣廳ニ出頭聖旨ヲ傳達セラレ知事ヨリ震災調査表及震害區域圖ヲ奉呈アリ終リテ侍從ハ滋賀縣ヘ向ハレタリ本縣知事ハ御沙汰ヲ領スルト共ニ左ノ訓令ヲ公布セリ

岐阜縣訓令第四十一號

郡 役 所
 市 役 所
 町 村 役 場

今般震災ノ趣
 聖聽ニ達シ深ク御軫念在ラセラレ狀況視察トシテ侍從北條子爵滋賀縣ヘ御差遣ノ途次本日當縣ヘ立寄り優渥ナル聖旨ヲ傳ヘラレ誠ニ感激ノ至ニ堪ヘズ猶災害ノ狀況具サニ

聽取セラレ候條此旨罹災者及一般人民ニ傳達スベシ
 明治四十二年八月二十三日 岐阜縣知事 薄定吉
 九月中旬(十五日) 東宮殿下ノ本縣ニ御行啓アラセラル、ヤ震害ノ狀況ヲ聞シ召サレ金貳百圓御下賜アリシヲ以テ本縣知事ハ左記ノ傳達書ヲ添ヘ各郡長ヲ經テ之ヲ配附セリ。
 今回 皇太子殿下本縣ヘ行啓被爲在候砌去ル八月本縣ニ於ケル震災ノ爲金貳百圓御下賜相成候ニ付別記ノ通り分配候條 殿下ノ臣民ヲ憫ミ給フ思召ヲ奉戴シ恩賜ノ金員ヲ濫リニ消費スルコトナク之ヲ基本トシテ生業ノ復興ヲ圖リ以テ令旨ニ副ヒ奉ル様心掛クベシ
 明治四十二年九月二十二日 岐阜縣知事 薄定吉

金百參拾壹圓貳拾五錢 揖斐郡
 此内罹死者二人、金五圓。重傷者九人、金拾壹圓貳拾五錢。
 住家全潰五戶、金拾貳圓五拾錢。同半潰八十二戶、金百〇貳圓五拾錢。
 金五拾參圓七十五錢 不破郡
 此内罹死者三人、金七圓五拾錢。重傷者二人、金貳圓五拾錢。
 住家全潰三戶、金七圓五拾錢。同半潰二十九戶、金參拾六圓貳拾五錢。
 金貳圓五拾錢 養老郡 住家全潰壹戶
 金七圓五拾錢 本巢郡
 此内罹死者一人、金貳圓五拾錢。重傷四人、金五圓。

金壹圓貳拾五錢

山縣郡 重傷者一人

(備考) 前記配當標準タル死傷及住家ノ全潰半潰數ハ郡役所ノ調査ニ係リタルモノナリ。

尙 殿下ニハ九月十七日北陸へ向ケ御出發ノ途次關ヶ原驛ニテ特ニ一分間御停車仰出サレ本城東宮武官ヲ御使トシテ關ヶ原村ニ御差遣ハシ相成リタリ。

一 滋賀縣ハ八月二十四、二十五、二十六ノ三日ニ亘リテ北條侍從震害各地ヲ巡視シ各郡役所ニテ 聖旨ヲ傳達シ且救護所及各所ニテ重ナル被害者ヲ訪ヒ親シク慰問セラレタルガ孰レモ天恩ノ渥キニ感泣セリ尙二十三付御沙汰ヲ以テ天皇皇后兩陛下ヨリ金千五百圓ノ救恤金御下賜アリシカバ同縣ニテハ左記ノ通り被害各郡ニ分配セリ。

一金千參百五拾圓 東淺井郡。一金百圓 坂田郡。一金參拾五圓 伊香郡。一金拾圓 犬上郡。一金五圓 神崎郡。

八月二十四日ノ強震ニハ激震地ニテハ避難ノ際ニ五十餘名ノ負傷者ヲ出セシヲ以テ更ニ 兩陛下ヨリ同地方ニ向ケ再度ノ御救恤金五拾圓御下賜アリシヲ以テ同縣知事ハ之ヲ東淺井郡ニ傳達セリ。

越エテ九月十七日 皇太子殿下北陸御行啓ノ途次虎姫驛ニテ

一分間停車仰出サレ田内侍從ヲ震害地ニ御差遣アリ同二十日救恤金五百圓ノ御下賜アリ同縣ニハ左記ノ如ク之ヲ傳達セリ。

一金四百五拾圓 東淺井郡。一金參拾五圓 坂田郡。一金拾圓 伊香郡。一金參圓 犬上郡。一金貳圓 神崎郡。

右三回ニ亘リ御沙汰ヲ領セシ都度同縣知事ハ之ヲ一般ニ告示シ其傳達ニ際シテハ該當各郡役所ニ對シ「適當ノ方法ヲ以テ郡内罹災者ニ救與スベキコト」ヲ内訓シ且ツ各郡長ニ向テハ内務部長ヲシテ「御下賜金ノ給與ハ迅速ヲ要スルハ勿論各罹災民ヲシテ普ク 聖恩ニ浴セシムルト共ニ克ク 聖旨ヲ貫徹セシメ苟モ濫費セシメザル様云々」ノ通牒ヲ發セシメタリ。而シテ御救恤金配當ノ標準ヲ左ノ如ク定メテ之レヲ配布セリ配當標準ノ種類ハ第一死者、第二住家、第三負傷者、第四住家以外ノ官公署社寺、會社、學校、病院、其他建物ヲ四段ニ分チ之ヲ百ト假定シ配當率ヲ左ノ通り定メタリ。

死者 百分四十、住家 百分三十、負傷者 百分十五、其他建物 百分十五 (住家及建物ハ半潰二戸ヲ以テ全潰一戸ニ相當セシメタリ)

第二節 一般罹災民ニ對スル救護

岐阜縣ニテハ震害輕カリシヲ以テ罹災民ノ救助ニ關シテ

別ニ施爲スル程ノ必要ヲ見ザリシガ滋賀縣ニテハ馬渡事務官即日激震地ニ急行シ縣郡及町村ノ吏員ヲ督勵シ東淺井郡ニテハ十四日夕ヨリ二十日夕ニ至ル迄七日間郡内各町村(九十二)ニ於テ焚出救助ヲ爲シ翌廿一日ヨリ廿八日ニ至ル八日間ハ食料ノ現品ヲ給與シ其給與人員三萬五千八百人餘費用壹萬五千五百圓ニ達セリ別ニ小屋掛材料トシテ杉板丸太類ノ現品(金額四餘圓)ヲ給與セリ而シテ第十六師團ヨリ特ニ二百二十一張ノ天幕ヲ貸附シ來リシニヨリ之ヲ各村ニ配布シ一時罹災民ノ避難所ニ充用セリ(十月ニ至)尙高嶋郡津饗庭野ノ陸軍バラック建築物材料ノ殘存物ヲ假小屋建築材料トシテ交付方ヲ滋賀縣ヨリ申請シ之ヲ東淺井郡役所ノ仮廳舎ノ建築材料ニ充用セリ坂田郡ニテモ十四日夕ヨリ十六日夕迄長濱町外三ヶ所ニ於テ焚出救助ヲ爲シ且ツ小屋掛材料ヲ給シ金參百六拾五圓ヲ支出シ而シテ之等ノ費用ハ凡テ罹災救助基金ヨリ支出セリ(詳細別表參照)尙滋賀縣ニ於テ救助ヲ爲スニ當リ當初救助スベキ取扱ヲ凡テ各町村ニ委託セシガ稍秩序ノ緒ニ就クヤ大略ノ標準ヲ左ノ如ク定メテ之ヲ施行セリ。

- 一 救助ヲ受タルモノハ縣稅戶數割縣會決議ハ普通額以下ノモノニシテ自營スル能ハザルモノ以下トス
- 一 食品ヲ給與スルモノハ全潰半潰者ニシテ自營スル能ハ

- 一 焚出シ救助
- (一) 期 八月十四日夕食ヨリ 七日間十九食
- (二) 給與人員 實人員三萬五千八百六十人
- (三) 給與場所 九十二ヶ所
- (四) 給與必要セシ米ノ數量價格 五百五十九石四斗四升一合五勺 金七千八百參拾貳圓拾八錢壹厘
- (五) 副食物ノ數量價格 七千四百五十九貫二百二十匁 金千八百六拾四圓八拾錢五厘
- (六) 薪 木 五千九百二十六貫 金百七拾七圓七拾八錢
- (七) 人夫賃 七千三百八十二人 金千九百四拾五圓九拾五錢
- (八) 器具、炊具、借入料 金參百六拾參圓
- 計 金壹萬貳千八百八拾參圓七拾壹錢六厘
- 一 食品 給與 (現品)

- (一) 期 間 八月二十一日ヨリ 八日間二十四食
同二十八日迄
- (二) 給與人員 實人員五千三百四十人
總回數ニ對スル延人員 十二万八千八百六十人
- (三) 米ノ數量 百九十二石二斗四升
金貳千六百九拾壹圓參拾六錢
- (四) 副食物ノ數量價格 二千五百六十三貫二百目
金六百四拾圓八拾錢
- 計 金參千參百參拾貳圓拾六錢
- 一 小屋掛材料給與(現品)
(一) 給與戶數 六百五十一戶
(二) 給與坪數 千三百六十三坪
屋根及床用 三千六百八十一坪三合九勺
杉六分板 金參千六百八拾壹圓參拾九錢
- (四) 柱用雜木丸太 三千九百二十六本
金參百九拾貳圓六拾錢
- (五) 横渡田用雜木丸太 三千五百九十三本
金貳百八拾七圓五拾六錢
- 計 金四千參百六拾壹圓五拾五錢
右三項合計 金壹萬九千八百七拾七圓四拾貳錢六厘
- 坂田郡

- 一 焚出救助
- (一) 期 間 八月十四日夕食ヨリ 三日間七食
同十六日夕食迄
- (二) 給與延人員 六百七十四人
(被害地ノ狀況ニヨリ七食ヲ給セシコト最多ク少キハ二食ニ止メシ所アリ)
- (三) 給與場所 四ヶ所(長瀬町一神照村一北ノ郷里村二)
- (四) 給與ニ要セシ米ノ數量、價格 三石五斗七升九合
金五拾參圓六拾八錢五厘
- (五) 副食物(梅干一食ニ付五厘ノ) 金參圓參拾七錢
- (六) 薪 百二十貫 金參圓
- (七) 人夫費六十四人 金拾九圓貳拾錢
- 計 金七拾九圓貳拾五錢五厘
- 一 小屋掛材料給與(現品)
材料費額 金貳百八拾六圓參拾壹錢
右二項費額 金參百六拾五圓五拾六錢五厘
- 尙一般ノ衛生狀態ニ關シテハ内務省ニテハ野田防疫課長ヲ派シテ注意セシメ兩縣ニ於テモ二十四年ノ大震ニ臨ミ露宿、食物、飲料水ノ變化睡眠不足身体ノ不安等ヨリ來ル腸胃病眼病其他ノ症疾ニ胃サレザル様特ニ注意スル所アリシガ幸ニシテ傳染病ノ發生ヲ見ザリシ

第二節 傷病者ニ對スル救護

(一) 日本赤十字社ノ救護
(二) 東西本願寺ノ救護

一 震災當日ニ於テハ各吏員、警察官ハ消防夫、人夫等ヲ督勵シテ死傷者ノ發掘救助、及倒壊家屋ノ取片付ニ忙殺サレシガ當面ノ急トシテ醫師看護婦ヲ得ルニ窮セシヲ以テ東淺井郡當局者ハ長濱ヨリ醫師四名看護婦四名ヲ招シ以テ救護班ヲ作り十四日夜ハ救護所設備ノ爲徹宵作業ヲ爲セリ虎姬村ニテハ別ニ接骨醫二名ヲ招キ診療ニ從事セシメタリ。

日本赤十字社滋賀支部 ニテハ震害ノ報達スルト同時ニ滋賀縣廳ト打合セテ爲シ十四日夜ハ徹宵救護材料ノ調整ヲ爲シ十五日早朝田中常務幹事、渡邊外科醫長及醫員二名、書記一名事務員二名看護婦十名ト共ニ虎姬村ニ急行シ救護所ヲ同村大字五村東別院境内ニ置キ患者收容所ヲ同所及田根村大字高畑ニ設ケ二個ノ救護班ヲ編成シ一班ハ救護所ニ止マリ一班ハ更ニ東西兩部ニ分レ各醫員一名ニ看護婦二名ヲ附シ藥品材料ヲ携帶シテ各重傷患者ノ居室(重傷者ハ重傷者ノ居室又ハ便ヲ巡回シテ診療ヲ施シ晝夜ヲ分タズ力ヲ竭セシガ傷病者ノ數多カリシヲ以テ十九日ニ至リ更ニ醫員二名看護婦十四名ヲ増派セリ、

其后醫員一名看護婦九名ハ中途ニ飯還セシガ其他ハ引續キ九月五日ニ至ル迄診療ニ從事シ郡ノ救護班、及東西本願寺ノ救護班ト力ヲ協セテ殆遺憾ナキ救護ヲ了セリ今救護人員、救護費用等ヲ舉グレバ左ノ如シ。

一、救護人員。重傷新患五十三人、輕傷新患六百二人
病者新患百三十六人 計 七百九十一人

一、救護ニ要シタル費 金貳千貳拾五圓 (豫算額)
(ナ學ケ)

一、救護ニ從事シタル人員 常務幹事、書記、雇、各一人醫員五名看護婦長二人看護婦二十四人計三十四人人夫ハ救護所ニ毎日二名宛ヲ使用セリ

尙赤十字社救護班引揚後ハ負傷者ノ殘部ヲ臨時開催セル滋賀縣醫師會東淺井郡支部救護所ニ引受ケ以テ救護ヲ完了セリ、而シテ八月十七日第十六師團參謀長菊地大佐來縣ノ際寄贈セル繙帶材料二百人分藥品、器械等ハ該所ニ交付セラレタリ。

本派本願寺 ハ十五日慰問使大谷尊祐師及隨員數名ヲ派シ長濱本派本願寺休泊所ヲ以テ震災慰問本部ト定メ虎姬驛前ニ第一慰問支部湯田村尊勝寺ニ第二慰問支部ヲ設ケ佛教婦人會支長梅上峯子一行ト共ニ慰問(巡迴地先各寺院ニ各村民ヲ集メ趣旨ヲ述ベリテ禮經)ニ着手セリ一方ニ於テ醫師一名看護婦三名ヲ急派セシガ十六日拂曉更ニ看護婦三名ヲ増派シ且天幕其他ノ救護材

料ヲ送付シ臨時救護所ヲ虎姫驛内、湯田村尊勝寺(慰問支部)及下野等ノ數ヶ所ニ設ケ赤十字社救護班ト力ヲ協セ湯田村一圓七尾村、小谷村一部ノ方面(區域約)ノ傷病者ヲ引受ケ一日約八十人位ノ救護ヲ爲セリ。

岐阜縣ノ被害地ニハ瀧川寛了師以下數名親シク出張シテ各町村ノ被害者ヲ慰問セリ。

大谷派本願寺。ハ十五日長濱別院内ニ慰問事務所ヲ設ケ教務員十數名ヲ派シテ慰問ニ着手セシメ十六日大谷參子隨員ヲ從エテ各所ヲ慰問シ賑恤トシテ白米二十俵金百圓雜品入大行李ヲ携ヘテ被難者ニ分配セリ、而シテ虎姫村大字五村ノ別院ニテハ追出法會ヲ營ミ死者遺族ニハ慰問袋香資料(金五)ヲ贈レリ別ニ大谷堂誠(寺務)大谷堂龍、大谷勝縁ノ各連枝參務、大谷圓什ノ諸師相前後シテ來リ各方面ノ慰問ヲ了シ虎姫村中野田根村高畑等ニ救護所ヲ設ケ醫員看護婦ヲ派シ赤十字社、本派本願寺等ノ救護班ニ力ヲ添エ日々數十名ノ傷者ヲ診療セリ其他。愛國婦人會、大谷派婦人談話會ノ慰問ヲ始メ近府縣ノ慈善團體、公共團體等ヨリ慰問見舞等ニ至リテハ一々枚舉ニ違アラズ激震地ニ隣シテ被害少ナキ各村落ニテハ村民隊ヲ爲シテ取片付ノ應援ニ來レリ。

第四節 義捐金ニ關スル件

(一) 岐阜縣ニ屬スル分

一 岐阜縣ニ集ル義捐金ノ總額ハ壹千參百七拾圓九拾五錢ニシテ本縣ニテハ別表ノ如ク之ヲ配布セシガ之ニ御救恤金ヲ合スレバ死亡者一人住家全潰一戸ニ付各拾九圓六拾參錢六厘重傷者一人住家半潰一戸ニ付各九圓八拾壹錢八厘ヲ受領セル割合ナリ。

第一回義捐金配當額

郡名	死亡者人員	重傷者人員	住家全潰棟數	住家半潰棟數	計
掛	二	九	五	八	一四
不	八	二	一	一	一二
養	一	一	一	一	四
安	一	一	一	一	四
本	一	一	一	一	四
山	一	一	一	一	四
計	一六	一八	一三	一三	五〇

(本配當ハ縣廳ニテ死亡一人ニ付貳圓八拾錢重傷一人ニ付壹圓四拾錢住家全潰一戸ニ付貳圓八拾錢同半潰一戸ニ付壹圓四拾錢ト定メ計上シタルモノナリ)

第二回義捐金配當額

郡名	死亡者人員	重傷者人員	住家全潰棟數	住家半潰棟數	計
掛	二	九	五	八	一四
不	八	二	一	一	一二
養	一	一	一	一	四
安	一	一	一	一	四
本	一	一	一	一	四
山	一	一	一	一	四
計	一六	一八	一三	一三	五〇

(本配當ハ前記ノ如ク各郡役所ニ配當シ郡役所ニテハ各見ル所ニヨリ配當標準ヲ定メ之ヲ各被災各ニ交付シタルモノナリ。而シテ計算中單位ニ於テ合算セザル所アルハ端數アリシテナリ)

(二) 滋賀縣ニ屬スル分

一 滋賀縣ニ受ケタル義捐金ノ總額ハ拾萬五千四百四拾貳圓七錢貳厘ニ達セシガ其配當處分ノ方法及分配額左ノ如シ。

(一) 郡役所ヨリ町村役場ヘ配當スルニハ縣ヨリ受ケタル分配額ニ郡役所ニ於テ受領シタル義捐金及其利子ヲ加算シ之レヲ郡ノ調査ニ基ケル被害ノ程度ニ應ジ配分スルコト

(二) 町村役場ハ郡役所ヨリ配分ヲ受ケタル分配額ニ直接受領シタル町村内ニ對スル義捐金アラズ之レヲ加ヘ被害ノ多少ト資力ノ程度ヲ審査シ各罹災者ノ配當額ヲ定メ郡長ノ承認ヲ受クルコト但シ縣下戸數割普通額以上納稅スルモノニ對シテハ一割乃至五割ヲ減ジ同普通額以下ノモノ

ニハ一割乃至五割ヲ増加スルコト

(三) 罹災者ガ義捐金ノ分配ヲ受ケ直ニ費消スルガ如キコトアリテハ寄贈者折角ノ好意ニ悖ル次第ニ付キ必ズ其半額ヲ割キ之レヲ以テ信用生産組合ヲ組織セシメ町村長自ラ其管理者トナリ被害者貯蓄ノ機關タルト同時ニ將來産業改良事業ノ資ニ充ツルノ方法ヲ講ゼシムルコト但シ此ノ場合ニ於テハ町村内ノ資力家ニシテ義捐金ノ分配ヲ受ケザルモノモ努メラ之レニ加入セシメ組合ノ信用ヲ増スコトニ努ムルコト(特殊部落ニ對シテハ別ニ授産其他ノ改善事業ヲ爲サシムルモ妨ゲナシ)

右ノ外殘餘ノ半額ハ之レヲ規約貯金トナスコト但シ組合ハ一村ヲ以テ區域トシ町村長ヲ代表者ニ充テ且ツ代表者ニ於テ拂戻ヲ許シ又ハ組合脱退ノ承認ヲナサントスルコトキハ豫メ郡長ノ承認ヲ受ケシムルコト

(四) 特別ノ事情アルガ爲メ前項ノ例ニ依リ難キモノアラバ町村長ハ各人毎ニ其理由ヲ詳記シ知事ノ承認ヲ受クルコト

(五) 第三項ニヨリ組織セシムベキ信用生産組合ノ定款及事務執行細則ハ別冊ニ準據シ規定セシムルコト

義捐金分配額

(別冊略ス)

郡名	普通義捐金	指定義捐金	合計
東淺井郡	九,二二〇円	二,〇八六円	一一,三〇六円
阪田郡	九,九七〇円	一,一七九円	一一,一四九円
伊香郡	九,九六六円	三,一三三円	一三,一〇〇円
犬上郡	五,〇〇〇円	—	五,〇〇〇円
神崎郡	一〇,〇〇〇円	—	一〇,〇〇〇円
合計	一〇,〇〇〇円	一,一七九円	一一,一七九円

一 前記義捐金及御救恤金ハ各郡役所ニ於テ被害者ノ資産身分及被害程度等ヲ酌量シテ之ヲ分配セシガ其配當額左ノ如シ

東淺井郡

被害者ノ被害程度	陸下ヨリ御救恤金	陸下ヨリ御救恤金	義捐金
死亡一人ニ付	二,〇〇〇円	二,〇〇〇円	二十五才以上 十才以下 五,〇〇〇円
重傷者一人ニ付	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
輕傷者一人ニ付	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
住宅全潰一戸ニ付	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 半潰一戸ニ付	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 自己所有ノ住宅大破一戸ニ付	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 自己所有ノ附屬建物全潰	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 半潰	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 大破	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下

阪田郡

被害者ノ被害程度	陸下ヨリ御救恤金	陸下ヨリ御救恤金	義捐金
死者一人ニ付	二,〇〇〇円	二,〇〇〇円	二十五才以上 十才以下 五,〇〇〇円
重傷者一人ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
輕傷者一人ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
家屋全潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 半潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 附屬建物全潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 半潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
同 建物大破一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下

(備考) 一 死者ノ分配金ハ身元ノ厚薄ニヨリ増減スルノ限ニアラズ
一 重傷者ノ分配金ハ専ラ其負傷ノ程度ニ應ジテ酌量加減スル
一 他郡ノモノニシテ本郡ニ於テ死傷シタルモノト雖モ本分配ニ依テ分配スルモノトス
一 借家人ニ對スル分配金ハ家具被害ノ程度ヲ超ユルコトヲ得ズ
一 自己所有ノ家屋及附屬建物ニ對スル分配金モ亦其被害程度ヲ超ユルコトヲ得ズ
一 附屬建物トハ、土蔵、竈室、隠居、納屋ノミヲ云フ
一 住家ト附屬建物ト併セテ被害ヲ被リタルモノハ一方ノ重キニヨリ斟酌ヲ加ヘテ分配額ヲ定ム
一 貸家ハ總テ附屬建物ト見做シ分配額ヲ定ム

伊香郡

被害者ノ被害程度	陸下ヨリ御救恤金	陸下ヨリ御救恤金	義捐金
重傷者一人ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	二十五才以上 十才以下 五,〇〇〇円
輕傷者一人ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
全潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
半潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下
大破一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下

(備考) 一 恩賜金ハ浴ク其恩澤ニ浴セシムル爲メ凡テ一定ニ之ヲ配分セリ
一 義捐金ノ中全潰ニ多額ヲ給シタルハ其全潰アリシハ特種部落(木本外)ノミナルヲ以テ同大宇改善ノ資ニ積立ツベク協定シタルヲ以テナリ

犬上郡

被害者ノ被害程度	御救恤金	義捐金
住家全潰一戸ニ付	二,〇〇〇円	一,〇〇〇円
同 半潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円
土蔵全潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円
同 半潰一戸ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円
負傷者一人ニ付	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円以下

神崎郡

被害者ノ被害程度	陸下ヨリ御救恤金	陸下ヨリ御救恤金	義捐金
附屬建物全潰一戸	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円

第九章 通信運輸ニ關スル事項

(一) 鐵道及通信官署ニ關スル被害
(二) 郵便電信ニ及ボセル影響

一 鐵道院所管ニ屬スル被害ハ虎姫驛舎ノ全壞ト關ケ原、柏原間ノ鐵道線路ノ破壞ヲ主ナルモノトシ其他ニテハ長濱、柏原、關ケ原、各停車場ニ多少ノ被害アリシモ孰レモ著シキコトナカリシ、乗降客ハ岐阜縣ノ各驛ニテハ平年ヨリ減少セシガ滋賀縣ノ各驛ニテハ著ク其數ヲ増加セリ、通信官署ニテハ、彦根、長濱ノ郵便局ヲ始メ三等郵便局ニハ二、三ヶ所被害アリシモ壁、天井ノ墜落位ニ止マリ且ツ震害ノ激甚區域ハ通信幹線ノ通路ニ及ボサバリシヲ以テ彦根ニテ暫時不良ノ箇所アリシノ外毫モ通信ニ支障ナカリシ而シテ震後半ヶ月間ニ於ケル郵便電信ノ取扱數ハ兩縣共著ク多數ニ上リ虎姫ニテハ電信ハ平素ノ三十倍郵便ハ十倍ニ達セリ、今被害ノ主ナルモノ及鐵道ノ乗降人員、郵便電信ノ取扱件數等ヲ擧グレバ左ノ如シ、線路被害ノ狀況 關ケ原、柏原驛間(新橋ヨリ二百約壹哩程ノ

間ハ所々路盤上ニ六、七寸ノ龜裂ヲ生シ路盤下ハ最大一尺五、六寸ニ及ビ又震動ノ爲メ上下線六寸餘開キタル所アリ枕木ノ下ニ空虚及軌條ニ波狀ヲ生シタリ、之ヲ以テ八月十四日午後五時十三分岐阜着ノ上り列車ハ乗客ヲ下ロシ現場一哩間ハ空車ニテ徐行セシタメ岐阜着ハ二時間餘ノ遅引ヲ爲セシガ次ノ列車ヨリハ修繕セル軌道ノ單線ヲ以テ上下ノ列車ニ並用シ次ヒテ應急修理ヲ施シ翌日ヨリ復舊セリ、又種積驛附近ニテハ二百五十八哩二十鎖(新橋)ヨリ同三十五鎖ノ間多少崩壊シ又二百五十九哩四十五鎖附近下リ線ニ五寸程墜落セル所アリ。

虎姫驛 ハ全壊セルガ十六日ノ夕方ニ至リ一時的待合室、出札室落成セシヲ以テ爾後引續キ假驛ニテ執務セリ。
關ヶ原驛其他 關ヶ原驛ニテハ驛長官舎ノ石垣崩壊シ且同驛備付ノ電信機ハプラットホームニ投ケ出サレ殆ト破壊セントシタルヲ拾ヒ上ゲテ假設シ用ヲ辨セリ、附近ノ所ニテハ藤古川ノ橋臺、今須ノ隧道ノ煉瓦積ニ小破損アリ其他長濱、柏原、米原、大垣等ノ各驛ニテハ壁、瓦ノ墜落アリシモ著シキコトナカリシ。

自八月十四日 郵便電信發着及汽車乘降員數平年比較表

站名	汽車乘降員數		電信發着		郵便發着		
	平年比較	降車	平年比較	發信	平年比較	引受	
岐阜	平常通	九三三	平常通	一四三	一、七倍	九三三	一、六倍
大垣	平常通	四三六減四割三分	平常通	七三	一、二倍	四三七	一、五倍
垂井	平常通	一〇九減一割	平常通	六	一、五倍	八三三	三、四倍
關ヶ原	平常通	六〇減一割八分	平常通	四	二、四倍	四〇七	三、三三三
米原	平常通	一九五	平常通	一七	二、二倍	一四〇七	三、三三三
長濱	平常通	一、六倍	平常通	二七	二、二倍	一四〇七	三、三三三
虎姫	平常通	四六六	平常通	三九	二、五倍	一四〇七	三、三三三
木本	平常通	二、〇倍	平常通	三九	約三十倍	一四〇七	三、三三三
彦根	平常通	一、二倍	平常通	三九	約三十倍	一四〇七	三、三三三
水本	平常通	一、二倍	平常通	三九	約三十倍	一四〇七	三、三三三

站名	汽車乘降員數	電信發着	郵便發着
大津	平常通	平常通	平常通
彦根	平常通	平常通	平常通

自八月二十一日 郵便電信發着及汽車乘降員數平年比較表

站名	汽車乘降員數		電信發着		郵便發着		
	平年比較	降車	平年比較	發信	平年比較	引受	
岐阜	平常通	三六六	平常通	一五三	一、一倍	一〇三三	一、一倍
大垣	平常通	五九減三割三分	平常通	六三	平常通	二九六	平常通
垂井	平常通	一三三	平常通	一〇	平常通	四四	平常通
關ヶ原	平常通	一、三三	平常通	三	一、一倍	一八	一、一倍
米原	平常通	六八	平常通	一	一、二倍	一五	二、三三
長濱	平常通	五九六	平常通	一〇	減一割九分	一四	一、四倍
虎姫	平常通	四八	平常通	一〇	約三十倍	一四	一、四倍
木本	平常通	一、四倍	平常通	一〇	一、四倍	一四	一、四倍
彦根	平常通	平常通	平常通	一〇	一、一倍	一四	一、一倍
大津	平常通	平常通	平常通	一〇	一、七倍	一四	平常通

(備考) 本表ハ前記各驛及各郵便局ニテ調査シタルモノナリ

第十章 視察員或ハ調査員等

ノ來縣

一 今回ノ震害ニ付差遣ハサレタル北條侍從本城東宮武官田

内東宮侍從及平田内務大臣ノ來縣ヲ始メトシテ罹災地ノ視察
賑恤或ハ學術上調査ノ用ヲ帶ビテ滋賀、岐阜兩縣ニ出張セル
吏員及其他重ナルモノ左ノ如シ

岐阜、滋賀兩縣ニ出張ノ分

月日	官職	氏名
八月十四日	鐵道院主事	高折宮吉
同十五日	京都文科大學教授 理學博士	小川琢治
同十六日	岐阜縣警察部保安課長	前田末廣
同十七日	中央氣象臺技手	辻野右市
同十八日	震災豫防調査會委員 理學博士	池上賴吉
同十九日	震災豫防調査會委員 理學博士	小藤文次郎
同二十日	震災豫防調査會委員 理學博士	杉山四五郎
同二十一日	震災豫防調査會委員 理學博士	佐野利器
同二十二日	震災豫防調査會委員 理學博士	田中與市
同二十三日	震災豫防調査會委員 理學博士	石黒五十二
同二十四日	震災豫防調査會委員 理學博士	野田忠廣
同二十五日	農商務省地質調査所技師	中村新太郎
同二十六日	農商務省地質調査所技師	内田祥三
同二十七日	農商務省地質調査所技師	保岡勝也
同二十八日	農商務省地質調査所技師	木村調吉
同二十九日	農商務省地質調査所技師	今村明恒
同三十日	農商務省地質調査所技師	岡崎鋤次郎
同三十一日	農商務省地質調査所技師	曾根達藏

岐阜縣管内ニ出張ノ分

八月十五日	岐阜測候所技手	中根治六
八月十六日	岐阜縣技師	中野雄介
八月十七日	岐阜縣技師	原田貞介

同廿一日	岐阜縣事務官補	吉成安任
同廿二日	岐阜縣事務官	高木忠雄
同廿三日	岐阜縣知事	北平兼三
同廿四日	岐阜縣技師	薄定吉
同廿五日	岐阜縣技師	戸谷亥名藏
同廿六日	岐阜縣技師	岡部啓
同廿七日	岐阜縣技師	大塚國市
同廿八日	岐阜縣技師	翠森三郎

滋賀縣管内ニ出張ノ分

八月十四日	滋賀縣警察部保安課長	小財捨次郎
同十五日	滋賀縣事務官補	清水保吉
同十六日	滋賀縣土木課長	弓削正雄
同十七日	滋賀縣警務部長	東園基光
同十八日	滋賀縣警務部長	馬渡俊雄
同十九日	滋賀縣警務部長	中野彦兵衛
同二十日	滋賀縣警務部長	川島純幹
同二十一日	滋賀縣警務部長	添田敬一郎
同二十二日	滋賀縣警務部長	伊藤百藏
同二十三日	滋賀縣警務部長	菊地慎之助
同二十四日	滋賀縣警務部長	平田東助

(備考) 期日ハ出張命令ノアリタル日或ハ出張シタル日ヲ掲ゲ同一ノ人ガ再
度以上出張セラレタル分ハ掲記ナシ

尙今村小川理學博士ハ八月二十七日下郷共濟會ノ請ニ應ジ長
濱縣會議事堂ニ於テ今村博士ハ「江濃地震調査ノ結果」ヲ講

シ小川博士ハ「琵琶湖ニ關スル講話ヲ爲セリ次ヒテ八月三十
日今村博士ハ岐阜縣官民有志ノ請ニ依リ岐阜高等女學校ニ於
テ同上ノ講話ヲ爲シ共ニ多大ノ注意ト裨益ヲ與ヘタリ。

第十一章 慘事ノ一斑

天災地變ノ恐ルベキモノ一ニシテ足ラズト雖モ地震ノ如ク瞬
刻ノ間ニ於テ廣區域ニ亘リ慘害ヲ逞ウスルモノアラザルベシ
其ノ起ルヤ忽ニシテ山崩レ地裂ケ大厦高樓モ微塵ニ粉碎セ
ラレ其ノ倒壊セザルモノモ、屋宇傾キ柱樑挫ケテ亦入ルニ堪
エズ而シテ生民ノ此間ニ在ルモノ或ハ生死ヲ隔テ、夫妻相吊
シ或ハ重傷ニ呻吟シテ親子相哭スル等人生ノ悲慘實ニ之ニ過
グルモノナシ、幸ニ之等ノ難ヲ免レタルモノモ頻々トシテ續
發スル餘震ノ爲一刻ノ安處ヲ得ル能ハズ夜ニ入レバ街衢墮圃
ノ空地ニ出テ家族相踴踏シテ雨露ト戰ハザルベカラズ慘慘ノ
狀實ニ想到スルニ堪エザラム、今回ノ大震ニ於テモ之等ノ酸
鼻スベキ起事ノ多クガ獨リ激震地附近ニアリシニ止マラズ岐
阜縣ニ於テモ西濃ノ地ニハ慘死者及重傷ノモノ多キヲ出シ岐
阜以西、揖斐以南ノ各地ニハ震後人心恟々トシテ露營數日ニ
及ベリ、其ノ詳細ハ載セテ當時ノ新聞紙上ニアリ一々之ヲ抄

錄スルノ慘ニ堪エズト雖モ茲ニ其ノ特ニ憫レナルモノ五、六
ヲ擧ゲ當時ノ慘狀ヲ偲ブノ料トナシ以テ本報告ノ終リヲ結ハ
ントス。

岐阜縣ノ分

一、兄^{〇〇}妹^{〇〇}ノ慘死、不破郡玉村高嶋孫太郎二男準一^(十二)ハ當
年二歳ノ妹カクヲ負ヒ同村砂良山ト稱スル山腹ニテ草ヲ刈リ
居タルガ山上ノ岩石崩壞シテ亂下シ來レルヲ以テ之ヲ避クル
ニ處ナク兩人共頭蓋骨ヲ打タレ兄ハ其場ニ即死シ妹ハ家ニ連
レ歸リタル後命ヲ終レリ。又同村吉田末吉^(四十)ハ滋賀縣阪
田郡春照村ノ溪川ニ漁業中大小ノ岩石雨ノ如ク墜落シ悲慘ノ
最後ヲ遂ゲタリ。
一、石^{〇〇}坑^{〇〇}夫^{〇〇}ノ埋死、不破郡赤坂町渡邊仁三郎所有ノ赤坂山
字ニツベリニテ石灰ノ原石ヲ採掘シ居タル安八郡北杭瀬村川
合有外五名ハ大震動ト共ニ崩壞シ來レル岩石土砂ニ埋レタル
ヲ以テ附近ニ採掘シ居タル者ハ大ニ驚キ八方ニ急報シテ同業
者百餘名ヲ集メ必死トナリテ同日午後六時半頃迄ニ漸ク一同
ヲ掘リ出シタルガ六人ノ中川合ハ既ニ全ク絶命シ居リ五名ハ
漸クニシテ生ヲ得タリ。
一、母子ノ横死、揖斐郡春日村ノ中ニモ大字川合ハ山崩ノ爲
メ岩石土砂ノ墜落多ク交通杜絶セシ所甚ダ多カリシガ茲ニ哀

レヲ留メシハ同字小寺喜代松ノ妻きりの(五三)ニテ激震ト共ニ二女よし(三)ヲ脊負ヒ狼狽シテ戶外ニ墮ケ出デシガ其利那ニ於テ附近ノ山腹ヨリ巨巖墜落シ來リアハヤト言フ間モアラバコン兩人共之ニ打タレよしハ即死シ母ハ午後九時頃ニ絶命セリ。

一、幼女ノ慘死。本巢郡本田村柳橋かへ(十二)ハ同村八幡神社ニテ餘念ナク遊ビ居リシガ突然ノ大震動ニ恐怖措ク所ヲ知ラズ身ノ倒ル、ヲ支ヘントシテ附近ノ石燈籠ニ抱キ付キシガ無慘ニモ燈籠倒レテ下敷トナリ重傷ヲ負ヒシガ後ニ至リテ終ニ死セリ。

滋賀縣ノ分

一、一家ノ全滅。東淺井郡虎姫村宮部豆腐業保坂芳藏(六十)ハ養母よし(七十)妻よし(三十)子市次(二)ト四人暮シナルガ當日ハ五箇盆ノコトトテ朝疾ク起キテ豆腐ヲ拵ヘ午後二時頃迄ニ仕上ゲヤレ、ト脊伸シテ午飯ヲ喫セシ後四人團欒シテ世間話シニ慰ミ居リシモノ、如クナルガ震後倒レ家ヲ發ケバ芳藏ハ老母ト妻兒ヲ手ニテ掩ヒシマ、無慘ノ死ヲ遂ゲ居リシヲ以テ引キ出シテ四人一緒ニ煙草入箱ニ詰込ミ假埋葬ニ附シタルガ妻ハ姪七ヶ月ナリシト。

一、生キ殘リシ孤兒四人。同村大字大寺ノ北川はる(三三)ハ

三年前夫ニ先ダレ十六歳ヲ頭ニ三人ノ女兒ト一人ノ男子ヲ女ノ手一ツニテ養育シ來リシガ震災ノ當時四人ノ子ハ幸ニ助リタレモ杖トモ柱トモ頼ム母親ハ無慘ノ壓死ヲ遂グ生キ殘リシ四人ノ子ハ何レモ年齒ノ行カヌモノトテ途方ニ暮レ四人相抱ヒテ只ヒ泣キ居レルヲ其筋ノ人が發見シテ一先ヅ救護所ニ收容シタリト。又同村大字月ヶ瀬月ヶ瀬傳右衛門ト妻りうトノ中ニ五人ノ子アリ、りうハ壓死シ傳右衛門ハ重傷ヲ負ヒ五人ノ子ハ助カリシモ是亦誰ニ頼ランヨウモナク何レモ村役場ニ收容シタリシトナン。

一、孝子ノ美談。東淺井郡大郷村中川彦兵衛ハ第一震ノ際入口近キ所ニ佇ミ居タルガ突如トシテ來ル激震ニ我家ノ柱傾キ倒潰間髪ヲ容レザル危急ト知り自身ヲ以テ追ル、ハ易カリシカド日頃孝心篤キ彦兵衛ハ老母一人ヲ置キ去リスルニ忍ビズ危険ヲ冒シテ奥ノ室ニ驅ケ入り老母ヲ救出サントセル刹那妻シキ響ト共ニ兩人ハ棟ノ下ニ救キ潰サレ救ハントセシ老母ハ即死シ救フベク身ヲ挺セシ彦兵衛ハ顔面胸部等ハ重傷ヲ負ヒシモ僅ニ一命ヲ取留メ救護所ニ收容セラレタリ、杉山内務省書記官ガ同人ヲ慰問セル折氣息奄々タル彼ハ兩眼ニ涙ヲ浮ベ「私ハ死ンデモ厭ハヌガ老母ヲ助ケタイ一念ヲ夢中ニ飛ビ込ミハシタモノ、私ノ至ラナイ計リニ肝腎ノ老母ヲ殺シ却テ私

ガ生殘リタハ死ヌヨリ辛イ口惜シヒ限リデス」ト語り聞ク人ヲシテ坐ニ涙ヲ催サシメタリ。

一、今日ヨリ孤兒。同郡虎姫村大字三川ノ音羽善藏(五五)ト

云フ親思ノ男ハ先年妻ニ別レシ後當年九十歳ノ老母ニ仕ヘ長女ととえ(十五)トノ三人暮ラシナルガ善藏ハ母ノ心ヲ慰ムベク當日午后ととえニ瓜ヲ買ヒニヤリシニ暫クニシテ地震起リ善藏ハ起居不自由ナル母ヲ負ヒテ納戸ヨリ椽先キ迄落チ延ビシモ地ニ足ヲ喰ハレ棟ニ打タレ相重ツテ哀レノ最後ヲ遂ゲタリシガ西瓜ヲ購ヒ歸リシ娘ハ西瓜ヲ投出シテ二人ノ死骸ニ取

締リ前後不覺ノ体ナリシト。

一、父ヲ救ケントシテ死ス。同村清水治右衛門(七十)ハリウマチスニ苦ミ身体不自由ニテ長男長四郎(三十)長女末野(三十)ノ三人暮シナルガ地震當時長四郎ハ外出中ニテ末野ハ事變ト共ニ一旦逃延ビシガ起居不自由ナル父ヲ思ヒ再ビ屋内ニ取リ返セシニ落來ル家根ノ下ニ悲慘ノ最期ヲ遂ゲ却テ治右衛門ガ助カリシカバ治右衛門ハ生キ甲斐モナキ我身カナト死セル娘ノ屍体ヲ撫デ、泣キ居タリトゾ。

一、三十八時間生埋。東本願寺虎姫別院ニテハ當日大字五村ノ檀徒總代柳田平左衛門外七名ノ檀徒ガ奥書院ニテ寶物展檢ノ最中スワト云フ間モナク大音響ト共ニ書院ハ全ク倒壊シタ

ルニゾ何かハ堪マラン七名ハ逃グル邊モアラバコソ其下敷トナリタルヲ誰モ知ラザリシニ其人々ノ行衛ガ知レヌヨリ或ハト云フ疑念起リ念ノ爲ニ十六日未明ヨリ掘ツテ見タリシニ果シテ七名ノ胴体現ハレタリ然ルニ不思議ナルハ其中一人ヲ除クノ外三十八時間ヲ倒屋ノ下ニ伏シ一水モ呑マズ在リシニ拘ハラズ呼吸止居リシニゾ一同ハ夢カトバカリニ打喜ビ應急手當ヲ加ヘタルニ孰レモ其經過良好ニテ回復シタリト云フ。

一、上海ヨリ死ニ來ル。東淺井郡大郷村大字會根某寺ノ住職貫明師ノ長男理學士細井貫了氏ハ豫テ清國上海ノ某會社ニ奉職シ夫人ゆき子(二十)ト共ニ同地ニアリシガ夏期休暇ニテ本年四歳ト一歳ノ二兒ヲ携ヘテ歸郷中此ノ變事ニ遇ヒゆき子ハ落チ來ル棟木ニ打タレ無慘ノ即死ヲ遂ゲタリ貫了氏ハ二人ノ孤兒ヲ撫シツ、訪ヒ來ル人ニ「遙ル、上海ヨリ死ニ來タモ同様ナリ」ト語りツ、慟哭セシトハ聞クモ涙ノ種ニコソ。

斯クノ如キ慘事ハ至ル所ニアリテ枚舉ニ遑アラズ、其他此機ニ於テ家ヲ忘レテ職ニ盡シタル警官(水野)身ヲ挺シテ災害ヲ未然ニ防ギタル教員(小谷)ヲ始メ各種ノ吏員ガ自家ヲ忘レテ職務ニ盡瘁セシコトヤ、罹災民ニ對スル各方面ノ同情等人類至高ノ道義ガ遺憾ナク發露セラレタル多クノ事實ハ各所ニ於テ見聞セシ所ナルモノ々々之ヲ網羅スルヲ得ザルヲ以テ茲ニ擱筆スルコト、爲セリ。

附

錄

◎本邦ニ於ケル大地震

本編ハ震災豫防調査會報告第四十六號ノ大日本地震資料及中央氣象臺ノ地震報告氣象要覽令村理學博士著地震學等ニヨリテ調査セルモノナリ。

一、德川氏以前ニ於ケル地震

德川氏以前ハ歴史記錄ニシテ不完全ナルモノアリ地震記事ノ如キモ詳細ヲ知ル能ハザルヲ以テ被害ノ最モ顯著ナルモノ、ミヲ掲グ。

- (一) 天武天皇十二年十月十四日(西曆紀元六百八十四年十一月二十九日)人定マル頃諸國地大ニ震フ、(和)男女叫唱シ、東西ヲ知ラズ、山崩レ、河涌キ、諸國ノ郡官舍農民ノ屋舍、社寺堂宇ノ破壞勝テ數フ可ラズ、之ニ由リテ人民六畜多ク死傷セリ就中、土佐國最モ激烈ヲ極メ、田苑五十萬頃没シテ海トナリ伊豫ノ温泉亦屏止セリ(日本書紀)蓋シ此ノ地震ハ寶永四年ノ大地震ノ如ク太平洋ニ起レル強大ナルモノ、一ナリシナルベシ。
- (二) 貞觀十一年五月二十六日(西曆紀元八百六十一年七月十三日)夜陸奥ノ地大ニ震動ス、流光晝ノ如ク隱映ス人民叫呼シ伏シテ起ツコト能ハズ或ハ屋舎仆レテ壓死シ地裂ケテ埋没ス城廓倉庫ノ門楹垣壁ノ頽落顛覆スルモノ其數ヲ知ラズ海口哮吼聲ハ雷霆ノ如ク怒

濤漲溢シテ忽チ城下ニ至リ海ヲ去ルコト數十里浩々トシテ其涯ヲ辨セズ原野道路總テ海トナリ乘船登山ノ遑ナクシテ溺死スルモノ千ヲ以テ數フ資産苗稼殆ンド遺子ナキニ至ル(三代實錄)

(三) 正平十六年六月二十四日(西曆紀元千三百六十一年八月三日)畿内四國ニ大震ス正平十六年六月十八日巳ノ刻ヨリ同十月ニ至ル迄大地震シク動テ日々夜々ニ止ム時ナシ、山ハ崩レテ谷ヲ埋メ海ハ傾キテ陸地ニナリシカバ神社佛閣倒レ破レ牛馬人民ノ死傷スルコト幾千萬ト云フ數ヲ知ラズ總テ山川江河林野村落此災ニ遇ハスト云フ所ナシ、中ニモ阿波ノ雪(或ハ高)湊ト云フ浦ニハ俄ニ大山ノ如クナル潮漲リ來テ在家一千七百餘宇悉ク引潮ニ連レテ海底ニ沈ミシアリ家々ニアル所ノ僧俗男女牛馬鶏犬一モ殘ラズ海底ノ水屑トナリタリ(平記)

(四) 明應七年八月二十五日(西曆紀元千四百九十八年九月二十日)伊勢、遠江、三河駿河、甲斐、相摸、伊豆、諸國地大ニ震ヒ瀬海ノ國ハ津浪ノ害ヲ被レリ伊勢ノ大湊ニテハ死者五千人其他伊勢志摩兩國ニテ一萬ノ死者アリタリト稱ス、海潮濱名湖ニ入りテ新ニ今切ノ渡ヲ生ジ、鎌倉ニアリテハ潮勢大佛殿ノ堂宇ヲ破リ二百餘名ヲ流氓セシメタリト云フ。
以上ヲ一覽表ニスルニ左ノ如シ。

番號	年	月	日	四	曆	被	害	地	潰滅家屋數	死者數	記	事
一	天武	二	一〇	一	四	六八四	一	二九	不明	不明	土佐ノ國田園五十四万頃没シテ海トナル	
二	貞觀	一	五	二	六	八六九	七	三	不明	不明	海嘯アリ	
三	正平	一	六	二	四	一三六	一	八	一七〇〇	不明	海嘯アリ	
四	明應	七	八	二	五	一四九	八	九	不明	一五二〇〇	諸國ニ海嘯ヲ起シテ其害甚シ	

一、德川氏時代ニ於ケル大震

德川氏江府ニ來リ

- シ頃ヨリ其三百諸侯ノ領内ニ於ケル天變地妖ハ一々之ヲ届出ツルコト、ナリシヲ以テ地震ノ記録ハ稍ヤ完全ヲ見ルニ至レリ其著大ナルモノ左ノ如シ。
- (一) 慶長元年閏七月九日(西曆一五九六)豊後薩摩ニ大地震アリ府内近傍海嘯暴溢ス死者甚ダ多シ。
- (二) 慶長元年閏七月十二日(西曆一五九六)山城、攝津、和泉ニ大地震アリ、伏見城天守閣崩壊シテ壓死者甚ダ多ク餘震年ヲ越ヘタリ。
- (三) 慶長九年十二月十六日(西曆一六〇五年)薩摩、大隅、土佐、遠江、伊勢、紀伊、伊豆、上總、八丈島等ノ諸國嶼地大ニ震ヒ海嘯ヲ颯ケ人家ヲ漂倒スルコト算ナシ。
- (四) 慶長十六年八月二十一日(西曆一六六一)岩代國會津、地大ニ震フ、巳ノ刻猪苗代四萬石ノ地陥リ湖トナル死歿スル男女

- 三千七百餘ニ及ブ。
- (五) 慶長十六年十月二十八日(西曆一六六一)三陸ノ地大ニ震ヒ仙臺及ビ南部、津輕、松前諸領ノ沿岸海嘯アリ、貞享、松平陸奥守書上曰、二十八日巳刻過、政宗領内大地震、津波入、千七百八十三人相果申候(松前家譜)
- (六) 慶長十九年十月二十五日(西曆一六六四)越後國高田、地大ニ震ヒ海波ヲ颯ゲ、是日相摸、紀伊山城諸國亦震ヘリ。
- (七) 寛永十年一月二十一日(西曆一六三三)相摸、駿河、伊豆ニ大地震アリ相摸殊ニ甚シ小田原城市破壊シ箱根山所々崩ル是日江戸モ亦震ヒ餘震月ヲ越ヘタリ。
- (八) 慶安二年六月二十日(西曆一六四九)武藏地震強ク江戸城石壁及諸大名ノ邸宅以下多ク損シ、東叡山大佛ノ頭ヲ搖リ落ス之ノ日、下野、日光モ強ク東照宮ノ瑞籬所々崩レタリ。
- (九) 萬治二年二月三十日(西曆一六五九)岩代國會津、下野國那

須ノ地火ニ震ヒ家潰レ人死ス之ノ日江戸モ強ク震ヘリ。

- (一) 寛文二年五月一日(西曆一六六二)山城、河内、大和、和泉攝津、丹波、若狹、近江、美濃、伊勢、駿河、三河、信濃、肥前等ニ大地震ス人畜屋舎ノ被害極メテ夥シ。
- (二) 寛文二年九月十九日(西曆一六六二)日向、大隅二國地大ニ震ヒ日向ノ佐土原、縣、秋月、飯肥ノ諸城邑破損シ人畜死傷多シ且海嘯俄ニ至リ、那珂郡下加江田、本郷ノ諸村没シテ海ト成レリ。
- (三) 寛文五年十一月二十七日(西曆一六六六)越後國地大ニ震ヒ頸城郡被害最モ甚シ、高田城大破シ、人畜死傷スルモノ夥シ。
- (四) 延寶四年六月二日(西曆一六七〇)石見國ニ大震アリ津和野城城壁崩レ市街村落家潰レ人死ス。
- (五) 元祿七年五月二十七日(西曆一六九四)羽後國能代ニ大震アリ死人三百九十四人怪我人百九十八人死馬三十疋崩壞家屋千二百七十三軒崩壞家八百五十九軒破損四百四十七軒土藏ノ崩レ四十四軒崩壞百三十六軒破損十五軒米穀能代ニ於テ一萬八千三百二十石餘燒失セリ。
- (六) 元祿十六年十一月二十二日(西曆一七〇三年)丑ノ刻武藏、相模、安房、上總諸國大ニ震ヒ就中江戸、小田原被害最モ甚シ、續テ海嘯暴漲シ相模ノ小田原、鎌倉ノ沿海、安房ノ長狹朝夷

郡、上總ノ夷隅郡等其災ヲ被レリ餘震年ヲ越ヘテ止ズ。

- (一) 寶永四年十月四日(西曆一七〇七)大和、攝津、紀伊、伊勢尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相摸、近江、長門、阿波、讃岐、伊豫、土佐、豊後、日向等ノ諸國ニ午前一時頃ニ起レル大地震アリ屋舎頽潰シ、人畜死傷スルモノ其數ヲ知ラズ續テ海嘯大ニ漲リ土佐、伊豫、阿波、豊後、日向、長門攝津、伊勢、三河、遠江、伊豆等其害ヲ被レリ。
- (二) 正徳元年二月一日(西曆一七一〇)美作、因幡、伯耆諸國ニ大地震アリ山崩レテ田畠ヲ損ヒ人家多ク潰レタリ、潰家五百餘死者四名アリ。
- (三) 正徳四年三月十五日(西曆一七一四)信濃ニ大震アリ松代、大町家潰レ人畜死傷セリ、潰家半潰三百軒死者五十六人死牛馬四十六其ノ外怪我人牛馬甚ダ多シト云フ。
- (四) 享保十四年七月七日(西曆一七二九)能登、佐渡二國地大ニ震ヒ被害夥シ、山崩レ水出テ民屋敗壞スルモノ七百九十一、壓死スルモノ五人ニ及ブ(佐渡志)
- (五) 寶曆元年四月二十五日(西曆一七五一)越後ニ大震アリ頸城郡被害最モ夥シ世ニ之ヲ高田大地震ト云ヘリ、續皇年代略記ニ曰ク寶曆元年辛未四月廿五日酉ノ刻ヨリ寅刻ニ至ル三十六度大地震ス、越後國高田領大ニ破損シ死人一萬六千人アリ。

(二) 明和三年二月二十八日(西曆一七六六) 陸奥國弘前地大ニ震ヒ城市被害夥シ、津浪ヲ伴フ。
 (三) 寛政四年一月十八日(西曆一七九二) 肥前國温泉嶽ノ普賢山鳴動シ地頻ニ震動ス、二月四日、穴迫ノ地鳴動シ石砂ヲ溪谷ニ崩落シ、九日ニ至リ火氣ヲ發シ、二十九日峰之窪又火ヲ噴キ四月一日ニ及ビテ前山崩裂シ、泥水奔流シテ海ニ入り海嘯之ニ加ハリ島原城下數十村ヲ蕩盡シ島原ニ於テ九千七百肥後ニ於テ四千熊本ノ海邊モ其害ヲ被リ總計一萬五千ノ多數ニ上レリ。
 (三) 享和二年十一月十五日(西曆一八〇二) 佐渡國地大ニ震ヒ、羽茂郡被害最モ甚シ、小木町ハ家潰レ火災ヲ起シテ島有ニ歸シ其湊ハ地形變シテ干潟トナレリ。
 (四) 文化元年六月四日(西曆一八〇四) 羽前、羽後ニ大震アリ本庄城頽破シ海嘯山ヲ拔キ象潟ノ海没シテ平地ト爲レリ。
 (五) 文政十一年十一月十二日(西曆一八二八年) 越後國地大ニ震ヒ蒲原郡三條、長岡、亘、見附及ビ三島郡與板等家潰レ人畜多ク死セリ。
 (六) 弘化四年三月二十四日(西曆一八四四) 是夜信濃越後二國地大ニ震ヒ連日止マズ信濃ノ高井、水内、更級、埴科ノ四郡及ビ越後ノ頸城郡等災害最モ甚シク、松代、飯山、須坂、高田

ノ諸城邑概ネ壞損セリ又岩倉山ノ西角崩落シテ犀川ヲ埋メ下流水涸ル、コト二十餘日、既ニシテ決潰奔流シ所在ノ村驛、屋舎漂倒シ人畜ノ壓溺、勝テ算フベカラズ世俗ニ善光寺大地震ト云フ當日ハ晝夜快晴ニシテ風ナク善光寺如來開帳ノ爲メ近國ヨリ參集セル信者平常ヨリ多ク市街ノ熱鬧其極ニ達セル午後九時半過ギ大地震起リ信越二國ニ於テ屋舎ノ全潰セルモノ實ニ三萬半潰一萬三千以上ニ及ビタリ。
 (七) 嘉永六年二月二日(西曆一八五三) 相模、伊豆、駿河、三河遠江ノ諸國地大ニ震ヒ小田原城市被害最モ夥シ。
 (八) 安政元年六月十五日(西曆一八五四) 山城、大和、河内、和泉、攝津、伊賀、伊勢、丹波、近江、越前、紀伊、尾張ノ諸國ニ大震アリ就中伊賀、伊勢、大和夥シク災害ヲ被レリ。
 (九) 安政元年十一月四日(西曆一八五四年十一月三日) 畿内及東海東山二道ノ諸國、地大ニ震ヒ明ル日南海、西海、山陽、山陰四道ノ諸國又大ニ震フコノ二大震ニ海嘯暴溢シ瀕海ノ諸國ハ夥シク災害ヲ被リ、倒潰家屋六萬死者二千ニ及ブ。
 (十) 安政二年十月二日(西曆一八五五年十一月十一日) 是夜、十時頃江戸地大ニ震ヒ、多ク廬舎ヲ破レリ續イテ火ヲ失シ横死スルモノ約一萬五千人ニ及ベリ。
 以上ノ詳細ヲ見易カラシメシメシガ爲メ一覽表ニスルニ左ノ如シ

番號	年 月 日	西 曆	被 害 地	潰滅家屋數	死者數	記 事
一	慶長 元 閏 七 月 九 日	一五九六 年 九 月 一 日	豐後府内	七〇〇	七〇〇	伏見城壞ル、方廣寺大佛破壞ス、秀吉怒テ之ヲ別ル、大津浪アリ土佐失喰最甚シク死者三八〇六人
二	同 閏 七 月 一 二 日	一五九六 年 九 月 四 日	山城、攝津、和泉	二〇〇	二〇〇	猪苗代ノ地四萬石陥テ湖トナレ
三	同 九 月 一 二 日	一六〇五 年 一 月 一 二 日	九州ヨリ房總ニ至ル太平洋岸	一〇〇	一〇〇	津浪アリ死者多シ
四	同 一 六 月 八 日	一六一一 年 九 月 二 七 日	會津	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
五	同 一 〇 月 二 八 日	一六一一 年 一 月 二 二 日	三陸、蝦夷ノ沿岸	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
六	同 一 九 月 二 五 日	一六一四 年 一 月 二 六 日	越後高田	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
七	同 一 〇 月 二 五 日	一六一四 年 一 月 二 六 日	畿内及近畿	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
八	慶安 二 月 六 日	一六四九 年 七 月 二 九 日	江戶	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
九	萬治 二 月 二 日	一六五九 年 四 月 二 二 日	會津	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一〇	寛文 二 月 五 日	一六六二 年 六 月 一 六 日	畿内及近畿	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一一	同 二 月 九 日	一六六二 年 一 〇 月 三 〇 日	日向、大隅	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一二	同 五 月 一 日	一六六六 年 二 月 二 日	越後高田	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一三	延寶 四 月 六 日	一六七六 年 七 月 二 二 日	石見津和野	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一四	元祿 七 月 五 日	一六九四 年 六 月 一 九 日	羽後能代	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一五	同 一 六 月 一 日	一七〇三 年 一 月 三 〇 日	武藏、相模、安房、上總	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一六	寶永 四 月 一 〇 日	一七〇七 年 一 〇 月 二 八 日	日向ヨリ伊豆ニ至ル太平洋岸及其附近	一〇〇	一〇〇	大津浪アリ
一七	正徳 元 月 二 日	一七一〇 年 三 月 一 九 日	美作、四幡、伯耆	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一八	同 四 月 三 日	一七一四 年 四 月 二 八 日	信濃松代、大町	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
一九	享保 四 月 七 日	一七二九 年 八 月 一 日	能登、佐渡	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
二〇	寶曆 元 月 四 日	一七五〇 年 五 月 二 〇 日	越後高田	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
二一	明和 三 月 一 日	一七六六 年 三 月 八 日	弘前	一〇〇	一〇〇	高田ノ大地震
二二	同 三 月 一 日	一七六六 年 三 月 八 日	肥前島原	一〇〇	一〇〇	津浪アリ
二三	寛政 四 月 一 日	一七九二 年 二 月 二 〇 日	肥前島原	一〇〇	一〇〇	温泉嶽噴火、地震、津浪アリ

鳩谷町ニ於テ土藏ノ崩壊セシモノ十棟家屋破損五棟アリ川口町ハ家屋土藏ノ破損セルモノ合シテ二十五棟南平柳村ニハ土藏ノ大破三棟家屋ノ小破五十戸アリタリ。

(八) 明治二十七年十月二十二日羽後酒田地震 濃飛大震ニ次クノ烈震ニシテ午後五時三十五分ニ起リ最上川ノ下流域羽後飽海郡ト羽前西田川東田川ノ兩郡ノ一部ニ跨リ面積凡百方里最モ強ク烈震部トス本震ハ西ハ近江彦根邊ヨリ北ハ石狩札

幌ニ至ル總面積實ニ一萬一千四百五十方里ヲ震動セリ、飽海郡酒田町地方ハ最モ烈シク家屋倉庫ヲ始メ公署社寺ノ別ナク過半轉倒崩壊シテ柱歪ミ梁折レ障壁屋瓦ノ如キハ概ネ墮落シ障子襖ノ如キハ皆挫折シテ人畜ノ死傷夥シク慘狀實ニ名狀スベカラズ且ツ震災後數ヶ所ニ火災起リ數萬ノ財貨ハ空シク鳥有ニ歸セリ、震央及其附近ニ於ケル被害左ノ如シ。

地名	全				潰			
	住家	倉庫	學校社寺	計	半潰	破損	死亡	負傷
羽後飽海郡	1,400	300	200	1,900	1,500	400	400	200
羽前西田川郡	1,400	300	200	1,900	1,500	400	400	200
羽前東田川郡	1,400	300	200	1,900	1,500	400	400	200
計	4,200	900	600	5,700	4,500	1,200	1,200	600

此地震ニ於テ小藤理學博士ハ震央地ヲ貫キテ東北ニ走レル一ノ斷層線ヲ發見セリ之ヲ矢流澤斷層ト名ク。

(九) 明治二十八年一月十八日常陸地方ノ地震 午後十時四十分頃利根川ノ下流沿岸ヲ震盪セリ、震度ハ二十七年六月二十日東京ニテ感セルモノヨリ稍ヤ小ナリシモ其區域ハ稀レニ見ル所ノ廣區域ヲ有セリ、就中強烈ナリシハ霞浦近傍ニシテ家屋ノ倒潰人畜ノ死傷アリ夫レヨリ水戸附近ニ至ルニ從ヒ被

地名	死者	傷者	家屋				煙突
			全潰	半潰	破損	煙突破損	
茨城縣管内	4	33	3	3	1,000	3	
東京市	1	3	1	1	100	1	
埼玉縣管内	1	3	1	1	100	1	
合計	6	39	5	5	1,200	5	

害ノ度ヲ減セシモ尙煙突ノ崩壞障壁ノ龜裂等アリタリ茨城東京埼玉ノ各地ニ於ケル損害左ノ如シ。

(一) 明治二十九年六月十五日三陸大津浪ノ地震、午後八時七分頃三陸ノ大津浪ヲ伴ヘル地震ハ陸中ノ東海ヲ去ルト四五十里ノ洋底ニ起レル大震ニシテ陸前、陸中、陸奥ノ沿海岸ニ襲來シタル海嘯ハ實ニ本邦稀有ノ變災ニシテ僅カニ數十分間ニシテ九千餘戸ノ家屋ト三萬人ノ生靈ヲ慘害シ人ヲシテ轉々酸鼻ニ堪ヘザラシメタリ左ニ被害ノ大畧ヲ掲グ。

死者 二萬七千二百二十八人
傷者 九千二百四十七人
流失家屋 一萬〇六百七十七軒
半潰家屋 二千四百五十六軒

(二) 明治二十九年八月三十一日陸羽地震、此ノ地震ハ明治二十七年酒田地震ト共ニ濃飛大震ニ亞グ激震ニシテ三十一日午後五時六分ニ起リ陸中、羽後ノ國境ニ於テ細長キ地帯ニ沿フテ發生シ此處ニ川舟、千屋ノ二斷層線ヲ現出シ之レガ發見者タル山崎理學士ハ酒田地震ニ伴ヘル矢流澤斷層線ニ接續スベキコトヲ論セラレタリ。

地名	家屋			
	死者	傷者	全潰	半潰
秋田縣	100	700	300	1,500
岩手縣	100	700	300	1,500
合計	200	1,400	600	3,000

(三) 明治三十年二月二十日東北地方地震 此ノ地震ハ午前五時五十分頃東北地方ノ東南海底ニ起リタル廣大ナル地震ニシテ震原ガ海岸ヲ距ルコト遠カリシガ爲メニ慘害ハナキモ輕少ノ災害ハ陸羽ノ南部五國ニ普シ、津浪ハ極メテ輕微ナリシハ幸ト言ハサルベカラズ仙臺市ニハ煉瓦建築ニ輕カラザル損害ヲ與ヘ石巻、宮古、一關、福島、郡山等ノ地方ニ於テハ全潰家屋二百半潰以下ノ破損家屋三百五十戸ニ及ベリ。

(四) 明治三十一年四月二十三日陸中地方ノ地震 午前八時三十七分頃太平洋底ニ震原ヲ有スル廣大ナル地震ニシテ陸前陸中ノ沿岸地方及北上川ノ流域ニ於テ家屋ノ全潰四棟アリタリ。

(五) 明治三十一年九月一日八重山群島地震 此地震ハ午後六時頃石垣島ノ西北西ニ當ル洋底ニ起リタルモノニシテ重ナル被害ハ家屋半潰二百石垣ノ崩壞ヶ所一千二百二十四ノ多キニ及ベリ。

(六) 明治三十三年三月二十二日陸前北部ノ地震、午前二時二十三分頃ニ起リ震災ハ陸前ノ北部ニ普ク遠田郡小牛田村殊ニ甚シ死傷者ノ數ハ十七名ニ及ビ全潰家屋四十四棟半潰ハ四十八棟破損ハ千四百七十四棟ニ及ビタリ。

(七) 明治三十三年三月二十二日鯖江地震、午前〇時五十五分越前ノ中部鯖江附近ニ於ケル局發地震ニシテ家屋全潰三棟半潰十棟破損五百十二棟ニ及ベリ美濃ノ北部一般ニ強震ヲ感セシモ被害ナカリシ。

(八) 明治三十三年十一月五日三宅島近海ノ地震、此地震ハ午後四時四十二分頃三宅島ノ西方海底ニ起レルモノニシテ御藏三宅諸島ノ損害ハ全潰二棟半潰六棟ナリキ。

(九) 明治三十四年八月九日十日八戸地震、此ノ兩地震ハ九日午後六時二十四分及十日午後三時三十四分ニ起リ陸奥國三戸郡八戸町ノ北方ヲ東西ニ走レル狹キ地帯ヨリ起リシモノニシテ被害ハ青森、岩手ノ兩縣ニ跨リ全潰家屋八棟破損家屋六百棟傷者十七名ヲ出セリ。

(一〇) 明治三十五年一月三十日八戸地震、震原ハ前記ノモノト殆ンド同所ニアリ死者一名傷者二名全潰家屋三戸破損セシモノ三百八十七戸ニ及ベリ。

(一一) 明治三十七年四月二十四日臺灣嘉義地震、午後二時三十八分頃ニ起リ震災ハ領臺後ニ於ケル大震ニシテ吾人ノ記憶ニ新タナル所ナルガ被害ノ區域ハ斗六、嘉義、鹽水港、蕃薯寮、臺南ノ五廳下ニシテ死者三名傷者十名家屋全潰六十六戸半潰百五十二戸破損六百八十八戸ニ及ベリ。

(一二) 明治三十七年十一月六日臺灣嘉義地震、午前四時二十五分ニ起リ被害ノ區域ハ嘉義、斗六、鹽水港、彰化ノ四廳下ニシテ前者ヨリ區域狹キモ被害ハ遙ニ之レニ過ギ嘉義廳下尤モ慘害ヲ極メタリ死者百四十五名傷者百五十八名家屋全潰六百一十一戸半潰一千百一十二戸破損二千六十七戸ニ達セリ。

(一三) 明治三十八年六月二日蘇豫地震、午後二時四十分頃ニ起リ瀕戸内海ヲ震盪セリ蘇豫地方被害多ク潰家六十四戸半潰家百五戸煙突ノ崩壞又ハ破損四十二戸死者十一人傷者百七十七人(吳市ニ於ケル海軍部内ノ損害ヲ省ク)其他水道鐵管(三吋ノ)地割レニ當リ一個折レ噴水ヲ生ゼリト云フ又鐵管繼目ノ離レテ漏水スルモノ十二吋一ヶ所、九吋四ヶ所、三吋十ヶ所、二吋一ヶ所、一時半一ヶ所、一時二ヶ所ノ多數ニ及ベリト云フ。

(一四) 明治三十九年三月十七日臺灣嘉義地震、此ノ地震ハ午前七時四十三分ニ起リ全島ニ波及シ概テ弱震以上ヲ感ジタルモ震原ハ地下餘リ深カラザリシヲ以テ震動強烈ナリシ區域ハ狹隘ニシテ被害ノ激甚ナリシハ嘉義廳下打狗附近ヲ中心トシ北ハ斗六ヨリ南ハ嘉義ニ至ル約十里東ハ梅仔坑ヨリ西新港ニ至ル七里ノ間ニシテ此圈内ニ於ケル各市街ハ家屋殆ンド全壊シ死傷亦多大ニシテ最モ慘狀ヲ極メタリ被害左ノ如シ。

廳名	死者	傷者	現住家屋		其他ノ建物	
			全潰	半潰	全潰	半潰
斗六廳	二〇	四〇	三三	一七	三	一〇
嘉義廳	一三	七	二八	一〇	九	三
鹽水港廳	一	五	四	一	一	一
合計	三	五二	六五	二八	一三	一四

(一五) 明治三十九年三月廿六日嘉義ノ地震、此ノ地震ニハ死者一名傷者五名全潰家屋二十八棟半潰四十三棟破損四百七十棟ヲ出セリ。

(一六) 明治三十九年四月六七八日嘉義ノ地震、此ノ地震ハ六日午後七時三十九分七日午後一時五十二分八日午前七時三十九分頃ニ起リ死者一名傷者六名全潰家屋五十二戸半潰九十四戸破損百七十戸ヲ生ゼリ。

(一七) 明治三十九年四月十四日嘉義地方ノ地震、午前四時十

七分ニ起リ震災區域ハ嘉義、斗六、鹽水港、臺南、蕃薯寮、鳳山、南投、彰化、臺中、九廳下ニ跨リ死者十五人傷者八十四人家屋全潰一千五百八十五戸半潰一千九百七十二戸破損七千廿八戸ノ多キヲ出セリ。

(一八) 明治四十一年一月十一日臺灣東岸ノ地震、午前十一時三十四分ニ起リ震災地ハ臺東廳下、技仔廳又ハ璞石閣附近ニシテ被害ハ家屋ノ全潰三戸壓死者二名半潰五戸ヲ生ゼリ。

(一九) 明治四十二年四月十五日臺灣北部ノ地震、午前二時四十五分ニ起リ烈震區域ハ臺北ノ附近八十里ノ地ニシテ震度ハ左迄激烈ナリシニ非ズト雖モ震災地附近ニ於ケル被害ハ甚ダ夥多ニシテ家屋ノ損害千餘戸ニ上リ死傷者六十名ニ及ベリ。

(二〇) 明治四十二年五月廿三日臺灣中部ノ地震、午後七時四十四分ニ彰化廳社頭街附近ニ發シ家屋ノ倒潰四戸負傷者二名アリシガ南投街ニ於テモ亦家屋ノ小被害アリタリ。

(二一) 明治四十二年八月十四日江濃地震、十四日午後三時三十分頃江濃國境附近ニ烈震アリ次イテ續震ヲ伴ヒ被害ノ最モ激甚ヲ極メシハ近江國東淺井郡虎姫村速水村附近ニシテ家屋全潰甚ダ多ク寡カラザル死傷ヲ出セリ美濃ハ西部殊ニ揖斐郡春日谷及不破郡玉村、關ヶ原村等ニ多少ノ被害ヲ生ゼリ、其被害表左ノ如シ。

地名	死者	傷者	全潰	半潰	破損	道路	橋梁	堤防	山嶽
滋賀縣下	三	(内重二七)	二	一	三
岐阜縣下	六	(内重八)	五	一	二
合計	九	(内重三五)	七	二	五

○美濃地方ニ於ケル近年ノ強震

(一) 明治十八年一月二十七日武儀郡東部ノ強震 此ノ日六回ノ地震アリ第一回ハ午前二時五十四分ニシテ近年稀ナル強震ナリ後チ五分時間ヲ出テスシテ再ビ強震アリ午前四時同六時四十三分ニ於テ又二回ノ強震アリ其他ノ二回ハ午後四時三十五分同六時五分ニ於テセリト雖モ弱震ナリ此ノ地震ハ尙ホ續キテ二十八、二十九日ニ及ビ多ク斯ノ如キ震動ハ地下新ニ一ノ變動ヲ生セシモノナルベシ。

(二) 明治二十二年五月十二日美濃南部ノ強震 此ノ震域ハ美濃ヨリ伊豆、相模ニ及ビ西ハ讃岐、阿波ニ亘リ總面積四千八百方里ニ及ベリ、震度ノ最モ強カリシハ安八、本巢、武儀可兒、加茂及尾張ノ愛知郡ニシテ南北ニ面セシ振時計止マリ墻壁ニ龜裂ヲ生シ液体ノ溢出セシモノアリ、岐阜近傍ニ於テ

ハ人々大ニ狼狽シ長良川筋字上門ノ堤防ニ長キ龜裂ヲ生ジタリ。

(三) 明治二十四年十月二十八日濃尾ノ大震 本邦ニ於ケル大震中ニ詳細ナル記事アリ。

(四) 明治二十五年一月三日濃尾國境ノ強震 東ハ武藏ヨリ西ハ伯耆ニ達シ其總面積四千七百方里ニ達セリ就中強震ヲ感セシハ尾張全部美濃南八分三河西北五分伊勢東北四分近江中央四分山城中央三分越前南三分丹波東二分伊賀北三分ニシテ面積八百七十方里ナリ最モ烈シキ所ハ東春日井郡及土岐郡ニシテ粗造ナル家屋並ニ修繕シタル土藏ハ多少傾斜シ障壁ニハ裂罅ヲ生シ棚上ノ器物ハ倒落シ振子時計ハ往々停止シ陶器竈ハ倒潰シテ陶土坑ヲ崩塞スルニ至レリ。

(五) 明治二十五年九月七日美濃南部ノ強震 震動ノ強カリシハ美濃南部ト尾張ノ西北部ニシテ面積七十方里ナリ西ハ阿波德島ヨリ伯耆境ニ達シ東ハ沼津ヲ經テ東京ニ達セリ總面積五千二百方里ニ及ビ羽島郡笠松ニ於テハ棚上ノ物品墜落シ藥種屋及洋酒店ノ如キハ硝子瓶ノ毀損セシモノ多シ東春日井郡ニテハ家屋甚シク動搖シ器物ノ顛倒液体ノ溢出振子時計ノ運動ヲ停止スルニ至レリ。

(六) 明治二十七年一月十日岐阜名古屋地方ノ強震 二十四

年十月ニ於ケル濃尾大震以來第二ノ烈震ニシテ震央地ハ楕圓形ヲナシ岐阜名古屋ノ兩市間ニ介在シ面積約四十方里ヲ有ス羽島郡田代村、葉栗郡太田島等ハ地盤龜裂シテ泥水ヲ噴出セシ所多ク物体ノ轉倒器物ノ墜落ハ普通ノ出來事ニシテ石垣ノ崩壞數十ヶ所ニ及ビ戸障子折レ石碑石燈籠ノ類ハ殆ンド皆轉倒セリ而レドモ人畜ハ死傷ナカリシ。

(七) 明治三十一年八月一日尾張灣ノ強震、尾張灣ヲ震原トシテ起リタル強震ニシテ沿海地方ニ於テハ著シキ急震動ヲ感ジタリ東ハ水戸北ハ福井西ハ大和、和歌山地方ヲ限界トシテ夫レヨリ以西ニハ傳播セザリシ其面積約四千四百方里ニ及ベリ知多郡大野町邊ニテハ液体ノ溢出セシモノ多ク硝子店ニ於テ器物ノ破損等アリタリ美濃ニテハ安八、可兒、土岐、惠那ニ感セシモ被害ハ無カリシ。

(八) 明治三十一年十一月十三日木曾川沿岸地方ノ強震、濃尾ノ境界即チ木曾川沿岸地方ヲ震原トセル強震ニシテ東ハ越後、西ハ四國ノ北岸ニ沿フテ多度津松山ニ達シ總面積九千三百五十方里ニ及ベリ震度ハ割合ニ強ク被害區域ハ僅カニ木曾川ノ沿岸津島太田島大垣等ニ於テ最強烈ニシテ土藏ノ壁、障壁ニハ龜裂ヲ生ジ中ニハ崩壞墜落シ時計ノ停止液体ノ溢出等ノ現象ヲ呈セリ。

(九) 明治三十二年三月三十一日美濃根尾谷ノ強震、濃尾大震ノ震原タル本巢郡根尾谷地方ニ發セル強震ニシテ東ハ能登ノ中部ヨリ信州ノ西端ヲ過リテ東京ニ至ル西ハ大阪ニ及ビ總面積四千六十方里ニ感ズ震源地根尾村長嶺ニテハ棚上ノ器物ハ過半拋擲セラレ家屋ノ壁又ハ古キ土藏ニハ龜裂ヲ生ジ近傍ノ山嶽ハ崩壞シテ土石ノ轉落シタル所等ヲ生ゼリ。

(一〇) 明治三十三年三月二十二日越前鯖江地方ノ地震 此地震ハ本邦ニ於ケル大地震ニ詳記セル如ク美濃北部ニ強震ヲ感セシモ被害ナカリシ。

(一一) 明治三十三年五月三十一日日本巢郡根尾谷ノ強震 本巢郡根尾谷ヲ震源トセル強震ニシテ東ハ東京及長野ニ西ハ丹波丹波攝津ニ達シ總面積五千五百方里ニ及ブ震源地根尾村長嶺ニテハ山嶽崩壞シ時計止マリ引續キ餘震六七四ヲ感セリ。

(一二) 明治三十六年八月十日吉城郡平湯地方ノ強震 飛騨國吉城郡平湯ニ發シタル局發性ノ地震ニシテ東ハ東京ニ西ハ神戸ニ達シ總面積三千八百七十方里ニ及ベリ震源地吉城郡平湯ハ信濃ノ國境ニ聳ユル硫黃嶽ノ西麓ニアル一小村落ニシテ所々鑛泉ノ涌出アリ屢々局發性ノ小地震ヲ發ス此回ノ強震ハ平湯ノ北方ニ當レル平谷ノ山復ハ崩壞シテ溪水甚シク混濁セリ其他ノ被害甚ダ少ナカリシ。

(三) 明治三十九年一月十八日美濃北部ノ地震 震域ハ稍ヤ廣ク東ハ東京ヨリ西ハ岡山ニ達シ震央地武儀郡板取村ニ於テハ近年稀レナル震動ヲ感セシモ格別ノ損害ナク玉振時計ノ中止、高所ニアリシ器物ノ轉落位ニ止マリタリ。

(四) 明治三十九年四月十二日美濃南西部ノ地震 本地震ハ稍ヤ強カリシモ格別ノ被害ナク殊ニ烈シカリシハ養老郡養老村ニシテ人々戶外ニ飛出デ器物ノ轉倒セシモノアリ。

(五) 明治三十九年四月二十、二十一日益田郡萩原ノ強震 益田郡萩原ニ發シタル局發性ノ地震ニシテ總面積一万余里ニ亘リシガ強震部ハ飛騨美濃ノ大部分ト信濃ノ一部分ニシテ其内萩原、小阪、下呂ノ諸村ニ於テハ土藏ノ壁又道路等ニ龜裂ヲ生ジ墓碑ノ轉倒サヘアリテ近年ニナキ強震ニシテ餘震數回ヲ現ハンタリ。

(六) 明治四十年十月二十七日飛騨南部ノ強震 本震ハ益田武儀、加茂ノ三郡ニ亘リテ強ク其中最モ強カリシハ益田郡萩原町ニシテ坐リ惡シキ器物ノ轉倒液体ノ溢出等アリタリ。

(七) 明治四十二年八月十四日江濃地震 詳細ハ本報又ニアリ。

◎近年ニ於ケル火山ノ破裂

近年日本ニ於ケル著大ナル火山破裂ハ左ノ四回ニシテ其他多少ノ爆發、降灰等ハ甚ダ多クシテ最近十年間ニ約七十餘回ニ達シ此ノ小破裂ノ大小ヲ悉ク舉ゲ記サンニハ繁雜ニ失スルヲ以テ非常ナル慘害ヲ生ジタルモノ、ミヲ掲グ。

一、明治二十一年七月十五日盤梯山ノ破裂、盤梯山ハ岩代國耶麻郡猪苗代湖ノ北方ニ聳立シ大盤梯、櫛ヶ峯、湯桁山、赤植山等ノ群峯ヨリ成リ會津高原中ニ巍然トシテ屹立シ能ク圓錐狀ノ火山体形ヲ具備セリ之ヲ西南方ナル若松市ヨリ望メバ一個尖峯ニシテ其形富士ノ英姿ニ似タルヲ以テ會津富士ト稱セラル、盤梯群峰中最高ナルハ大盤梯山ニシテ海拔千八百四十米ナリ此ノ東北ニ聳ユル高峯ヲ櫛ヶ峯ト云ヒ山脊東南ニ延ビ延亘ス又西北ニアルヲ湯桁山ト云フ大盤梯山ノ北々東ニ小盤梯山アリテ其高サ大盤梯山ニ彷彿タリシモ二十一年七月十五日大破裂ノ尖点タリシ故山体破壞飛散シテ其跡ヲ存セザルニ至ル、當日盤梯山近傍ハ朝來一點ノ浮雲ナク四面靜肅ニシテ平日ニ稀ナル晴天ナリシガ七時頃ヨリ遠雷ノ如キ響聲遙カニ聞ヘ七時三十分頃ニ至リ稍ヤ激シキ震動起リ其後續テ止マザリシガ七時四十分頃一層猛烈ナル激動ト共ニ盤梯山破裂シ黒烟柱狀ヲナシテ昇騰シ山頂ヨリ約六百四十米ノ高サニ達セリ黒烟ハ渦卷テ蒼天ニ上昇シ四方ニ擴ガリテ傘ノ如ク暫クニ

シテ水蒸氣中ニ混ズル岩粉ハ山麓ニ降落シ白晝變シテ暗夜ノ如ク又水蒸氣ハ冷氣ニ遇フテ凝結シ熱灰ト混シ泥雨トナリテ降下シ爲メニ火傷ヲ受ケシモノ少カラザリキ、破裂ノ中心ハ小盤梯山ニシテ山体ノ大半ヲ破壞飛散シ北ニ開ケル馬蹄形ノ噴火口ヲ現出セリ其最モ廣キ所ハ直徑二十町ニ及ブ飛散セル容積ハ大盤梯山ト同高ノモノト假定シテ舊形ヲ圓錐形ト見做シ破壞飛散セル容積ヲ計算スレバ略一、二二三立方基米ニシテ之ヲ被害地域七十平方基米ノ面積ニ平均ニ擴ケルトキハ約十七米餘ノ厚ヲナスベシト云フ、降灰區域ハ爆裂ニヨリ飛散シタル岩塊岩屑等ノ大ナルモノハ四周ニ墜落堆積セリト雖モ灰塵ハ東南東ニ擴ガリテ遠ク太平洋沿岸ニ達シ其灰ハ安山岩粉末ニシテ稀ニ玻璃ヲ含有セリト云フ亦破裂ノ當時ニ颶風起リテ山林ヲ倒シ家屋ヲ轉覆シ其ノ最モ甚シカリシハ枇杷澤ニシテ澁谷白本城村ノ邊猛烈ナリシト云フ此ノ爆裂ノ爲メニ死者四百六十一人負傷者七十八人ニ及ビ死者ノ多數ハ岩塊土石ノ流出ニヨリテ埋沒セラレタルモノ又ハ墜落セル岩塊ニ打タレテ倒レシモノ少ナカラズ其他田畑宅地ノ被害八十三町步ニ達セリ。此ノ破裂ニ伴ヒ地震ヲ起シ岩代、磐城、越後ニ亘リテ六百方里ニ感ゼリ。

二、明治二十六年五月十九日吾妻山破裂、吾妻山ハ岩代國

信夫郡ノ西隅ニ屹立スル火山質群山ノ總稱ニシテ其最高峰ヲ一切經山ト云フ海拔約一千九百米ナリ地質ハ一般ニ輝石安山岩ヨリ成リ有名ナル盤梯山ト共ニ那須火山脈ニ屬シ東北地方ヲ南北ニ區畫ス同山ハ休火山ニシテ去今百八十年前噴烟降灰セシコトアリシモ爾後全ク休止シ唯時々鳴響ヲ發セシコトアリシノミニシテ敢テ何等ノ異常ヲ呈セザリシガ二十六年五月十九日午前十一時三十分轟然タル鳴動ト共ニ一切經山ノ南腹破裂シテ多量ノ水蒸氣ヲ噴出シ降灰殊ニ甚シク同山附近ノ地面積約二十方里ニ飛散シ噴口近傍ハ厚サ二三尺ヨリ四五尺ニ達シ噴出セシ岩石ノ如キモ大ナルハ方一丈餘ニ及フモノアリシ、如斯強烈ナル噴出ナリシニ拘ハラズ之レニ伴フ地震ハ甚ダ微弱ニシテ噴口ヲ去ル直徑僅カニ五里ニ滿サル福島地方ノ如キ漸ク輕微ノ震動ヲ感ジタルニ過キズ爾後噴烟鳴動セシコト數十回ニ及ビタリト雖モ同山附近ヲ微動スルニ止マリタリ此ノ破裂ニ伴ヒ附近ノ地被害多カリシモ詳細ヲ知ル能ハズ農商務省三浦技師、西山技手遭難セリ。

三、明治三十三年七月十七日安達太郎山(通稱沼尻 硫黃山)破裂、沼尻山ハ吾妻山ノ南ニアリテ耶麻、安達、信夫ノ三郡ニ跨リ二本松ノ西ニ屹立セルモノニシテ西盤梯山ト相望ミ北ハ吾妻山ニ連レル活火山ニシテ優大ナル火口ヲ有シ摺鉢形ニシテ徑約五

百米深百七十米其内側ハ絶壁ヲナシ鉄ケ城籠山、船ノ明神等ハ其環壁ノ高點ニシテ屏風岩、障子岩ハ火口瀨ノ南北ニ屹立セリ破裂ノ前徴ニ關シテハ一モ據ルベキ事實ナシ只前日來轟々ノ響ト共ニ噴出セシ水蒸氣ハ其當日音響弱ク減少セリト福島ニテハ其日微震ヲ感ジタリト云フ、而シテ破裂ノ強大ナリシニ關セズ被害地ハ比較的狭少ナリシモ硫黃製煉所ハ噴火口内ニアリシ爲メ全ク破壊セラレ其形跡ヲ止メズ十三歳ノ小兒一名避難セルアルノミニシテ他ハ皆ナ死傷セリ被害者ノ數ハ判然セザレドモ當時製煉所ニハ事務員以下七十餘名アリト云フ内十八名ハ負傷シ二名ハ治療所ニ運搬中又六名ハ治療中死亡シ死体ノ發見セラレシモノ二十二名ニシテ三十餘名ハ死体スラ發見セラレズ降灰ハ噴火口ニアリテハ厚キ所ハ十七、八尺薄キ所モ七尺ヲ堆積セリ噴火口ヨリ七八町ノ距離ニ甚シク次第ニ減少シ松川、二本松附近ニモ降灰アリテ草木ノ枝葉灰色ヲ呈セリト云フ。

四、明治三十五年八月(七日夜ヨリ)鳥島ノ破裂、鳥島ハ東京府下八丈島廳下ニアリ北緯三十度二十八分東經百四十度十四分ニ位シ形狀頗ル真圓ニ近キ楕圓ヲナシ東西約二十一丁南北約十五丁半周同約一里三十丁アリ全島ノ地勢ハ西側緩ニシテ海ニ入り、恐ルベキ岩石ノ急斜面ハ南側ニアリ又々南東側ノ

岸ニハ小クシテ低キ臺アリ之ヲ燕ケ原ト呼ブ、又々明治浦ニハ殆ント水平ナル集塊岩ノ露レテ地平カナル所アリ、東岸ハ斜面ノ凡下半ハ急ナル崖ヲ爲シ熔岩流ノ断面ト粗ナル噴出物トハ奇形ノ曲線ヲナシテ露ハレ遠望シテ直ニ鳥島ノ構造ヲ察スベシ、鳥島ノ破裂ハ何日何時ニ始マリシカ正確ニ知ル能ハズ唯ダ帆船愛坂丸ガ八月十日午前十時頃同島附近ヲ通過シテ始メテ破裂ノ黒煙ヲ認メタルト日本郵船會社ノ兵庫丸ガ七日ノ午后二時頃同島ヨリ出帆シタル時ハ何事モ無カリシ事實ニヨレバ初回ノ破裂ハ七日夜ト九日夜トノ間ニアリシナラン而シテ鳥島住民ガ一人モ無事ナルモノ無キヲ以テ考フルニ破裂ハ蓋シ夜間ニ發シタルモノナルベシ從テ鳥島ノ破裂ハ非常ノ慘狀ナリシナルベク同島ノ住民百二十五名ガ悉皆非命ノ死ヲ遂ゲタルハ實ニ憐ムベキノ至リナリ。

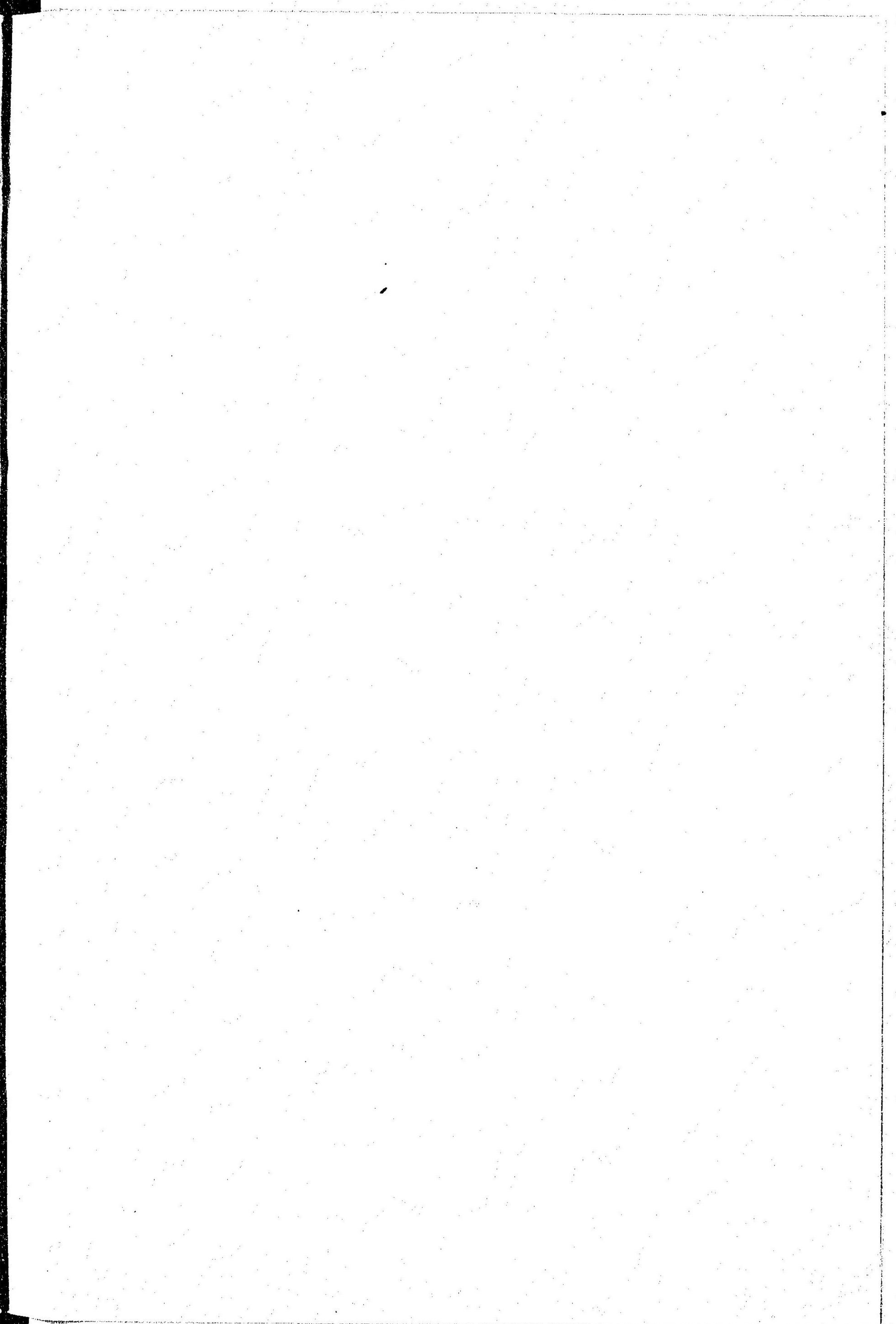
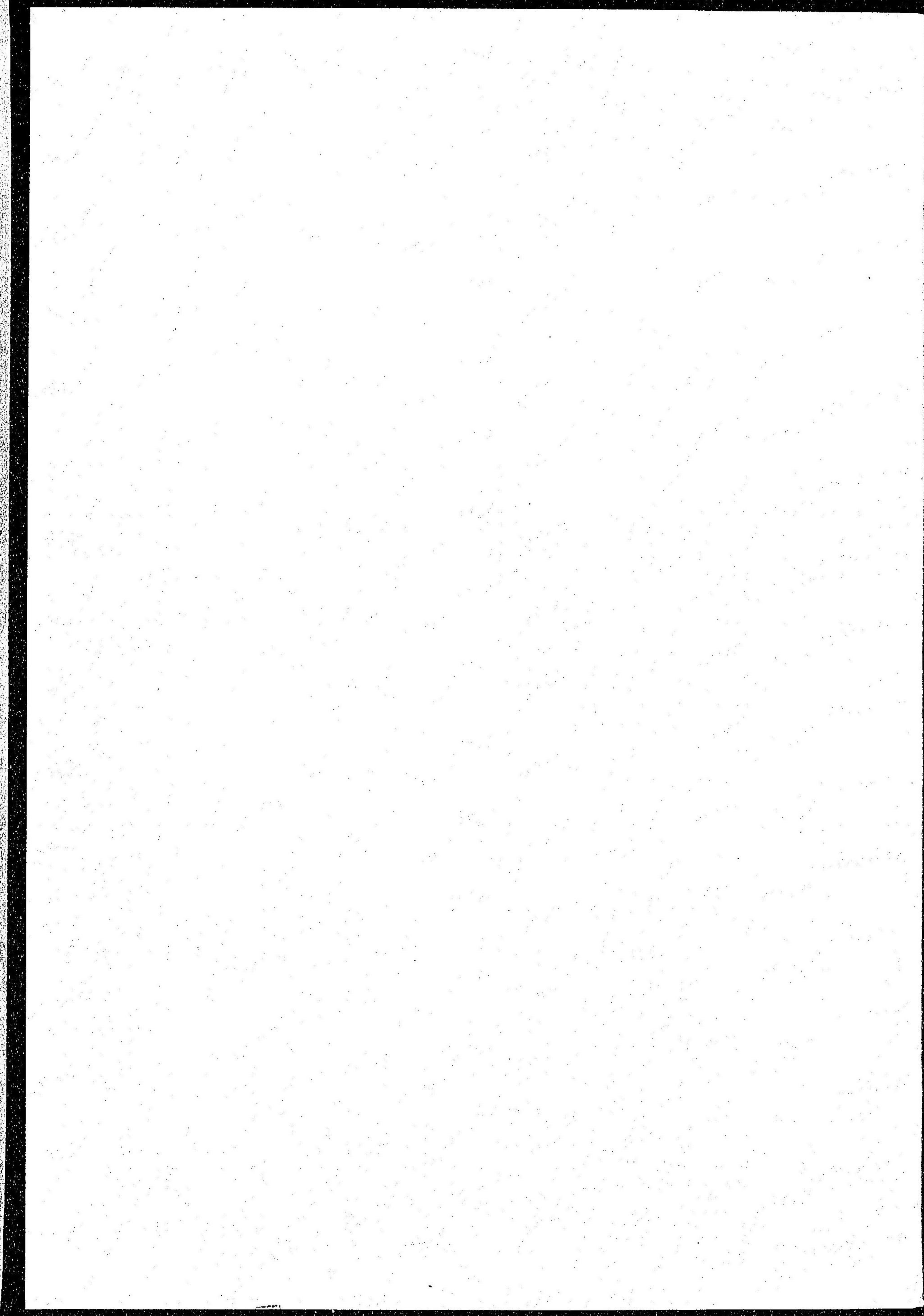
◎岐阜ニ於ケル累年地震ノ増減

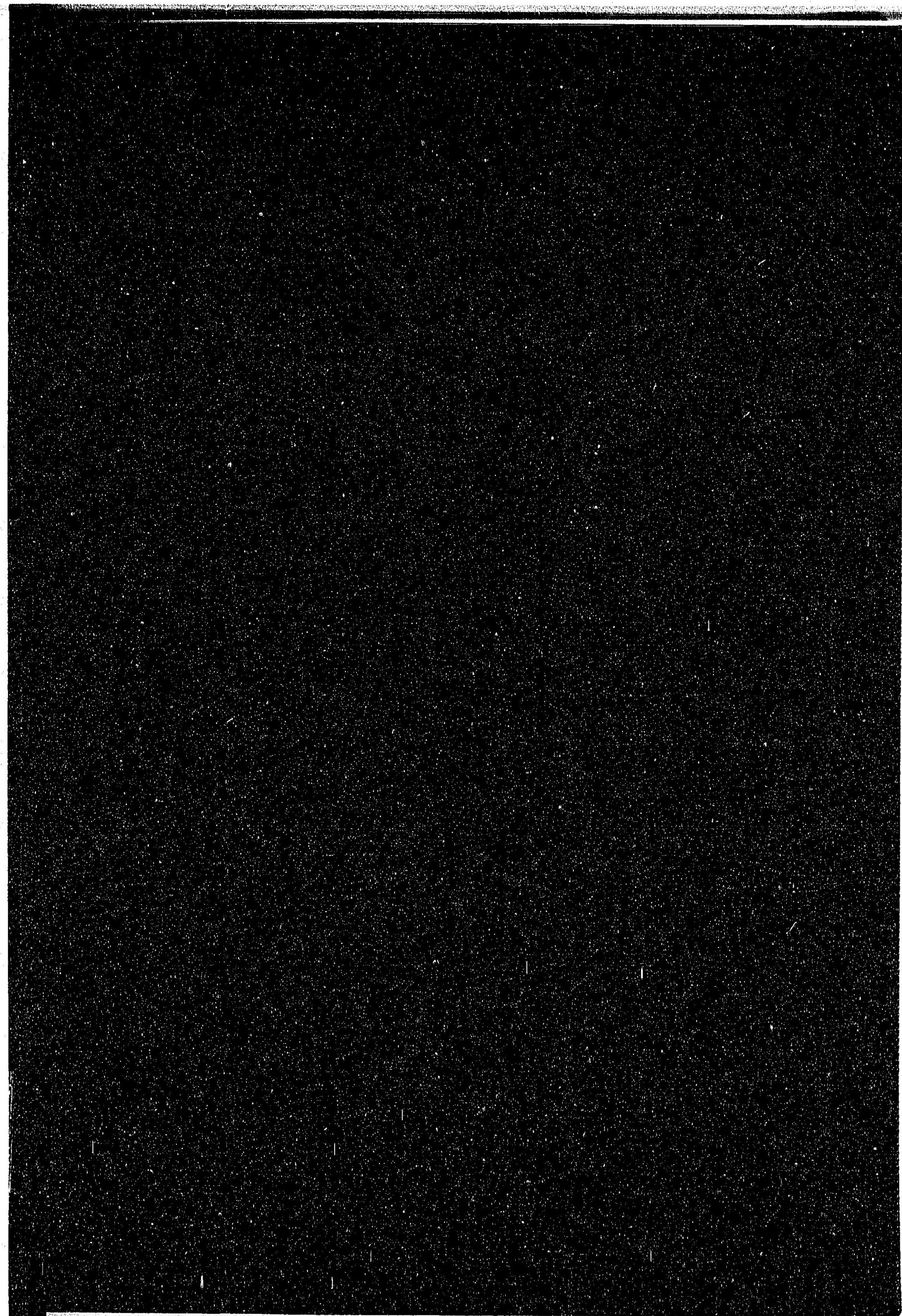
一 岐阜ニ於ケル既往二十六年間地震回数ハ別表ノ如ク四千七百八十六回ニシテ之ヲ類別スレバ激震一回烈震十三回強震百十回アリ弱震千八百六十九回微震二千七百九十二回アリ二十四年大震後ハ餘震ノ爲メ著シク回数ヲ増加セリ大森博士ハ同大震後五日間ノ統計ニヨリ餘震ハ少クトモ十ヶ年ヲ繼續スベキコト及回数ニツキ豫言セラレシガ實際ノ數ハ殆ンド之ト一致シ二十四年迄ハ漸次減少シ三十五年ヨリ一層急減セシガ三十八年ニ至リ六月ニ藝豫地震及伊豆大島地震アリ八月ニハ

益田郡萩原町附近ニ起レル地震アリ爲ニ其餘波ヲ受ケ著シク數ヲ増加シテ一年五十二回ヲ算シ三十九年四月ニハ磐城灘ノ地震及美濃國西北部、益田郡萩原町附近ニ特發セル地震アリシ爲メ其數亦稍多カリシガ其後ハ年計二十回餘ニ止マレリ本年ニ入りテモ七月ニ至ル迄敢テ平常ト異ルコトナカリシガ八月十四日大震後餘震ノ爲メニ回数ヲ増加セシコト別表ノ如シ。

岐阜累年地震回数表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	激震	烈震	強震	弱震	微震	
明治十八年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同十九年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十一年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十二年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十三年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十四年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十五年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十六年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十八年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
激震	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
烈震	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強震	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
弱震	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
微震	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一





453.2
G 35 k

056499-000-0

453.2-G35k

江濃地震報告

岐阜測候所

M43

CAM-0012



